

LPガス

保安業務ガイド

緊急時連絡・緊急時対応



経済産業省
特別民間法人高压ガス保安協会



はじめに

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律 第149号、以下、「液化石油ガス法」という。）は、平成8年3月31日に改正法が公布され、平成9年4月1日に施行されました。これにより保安機関制度が創設され、3年間の経過措置期間を経て、平成12年4月1日より全面施行されました。それ以後、保安機関の専業化による保安技術の高度化、保安サービスの向上等、液化石油ガスによる災害を防止するために、保安業務の的確な遂行が求められています。

平成8～11年度に液化石油ガスにおける保安業務7区分について、主として「法規編」の解説書を作成し、法令の周知・徹底を図って参りましたが、平成12年度より保安業務区分ごとに業務手順を解説したガイドブックとして『保安業務ガイド』を作成し、シリーズ化しました。

本シリーズは、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が保安業務を的確に遂行するために参考としていただくものとして纏めておりますので、活用していただければ幸いです。

本書の編集等について

「緊急時連絡」においては、緊急情報の内容を充分に把握し、消費者等への適切な指示、アドバイスや緊急時対応の認定を受けた保安機関への出動要請等を迅速に判断することが、「緊急時対応」においては、緊急出動の要請を受けたら、現地の状況を確認・把握するとともに、一刻も早く現場に到着し、初期措置を万全に施すことが各々最重要課題となっており、災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合、災害を防止し又は災害の拡大を防止することが重要です。

これら状況から、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「緊急時連絡」及び「緊急時対応」の保安業務を的確に遂行するためのガイドとして、より実務に添った解説書として編集した「保安業務ガイド（緊急時連絡）」及び「保安業務ガイド（緊急時対応）」を平成12年度の通商産業省委託事業において各々作成しましたが、本書は平成22年度において、二冊であった「緊急時連絡」と「緊急時対応」とを一冊に集約しました。

なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和6（2024）年4月1日時点の法令を基にしております。

緊急時連絡

— もくじ —

1. 緊急時連絡業務	3
(1) 緊急時連絡業務とは	3
(2) 緊急時連絡業務の流れ	4
(3) 連絡業務の完了	5
(4) 緊急時連絡業務のトラブル事例	6
2. 緊急情報の種類	7
(1) 電話受付による情報	7
(2) 集中監視から受信する情報	8
3. 緊急情報に対する連絡方法	10
(1) 消費者等から電話による通報を受け付けた場合の連絡方法	11
(2) 集中監視による情報を受信した場合の連絡方法	15
(3) 販売事業者及び緊急時対応保安機関への連絡方法	20
緊急時受付情報・出動要請票（電話・FAX等）例	
緊急時受信情報・出動要請票（集中監視）例	
4. 参考資料	23
(1) 消費者へ連絡が不能の場合	23
(2) 緊急時対応保安機関へ連絡が不通の場合	24
(3) 緊急時対応保安機関が不明の場合	24
消費者への緊急時連絡先の周知方法の工夫について	25
緊急時の連絡先を記載したステッカー	
留守番電話の活用	



緊急時対応 ▶P.27～P.53

I. 緊急時連絡業務

(1) 緊急時連絡業務とは

緊急時連絡業務とは、次のいずれかの業務
また、それらを合わせて行う業務をいいます。

緊急情報とは

- L P ガスに関する全ての情報のうち、災害の発生又は災害に結びつく可能性のある情報を緊急情報といいます。
(情報の発信者が誰であるかは問いません。)



連絡業務とは

- 電話等による受付又は集中監視により受信した緊急情報を把握し、消費者及び情報発信者への適切な指示・助言を行う業務をいいます。
- 緊急出動対応が必要な場合は、緊急時対応保安機関、場合によっては消防等への出動要請を行う業務をいいます。



■緊急時連絡業務の重要性■

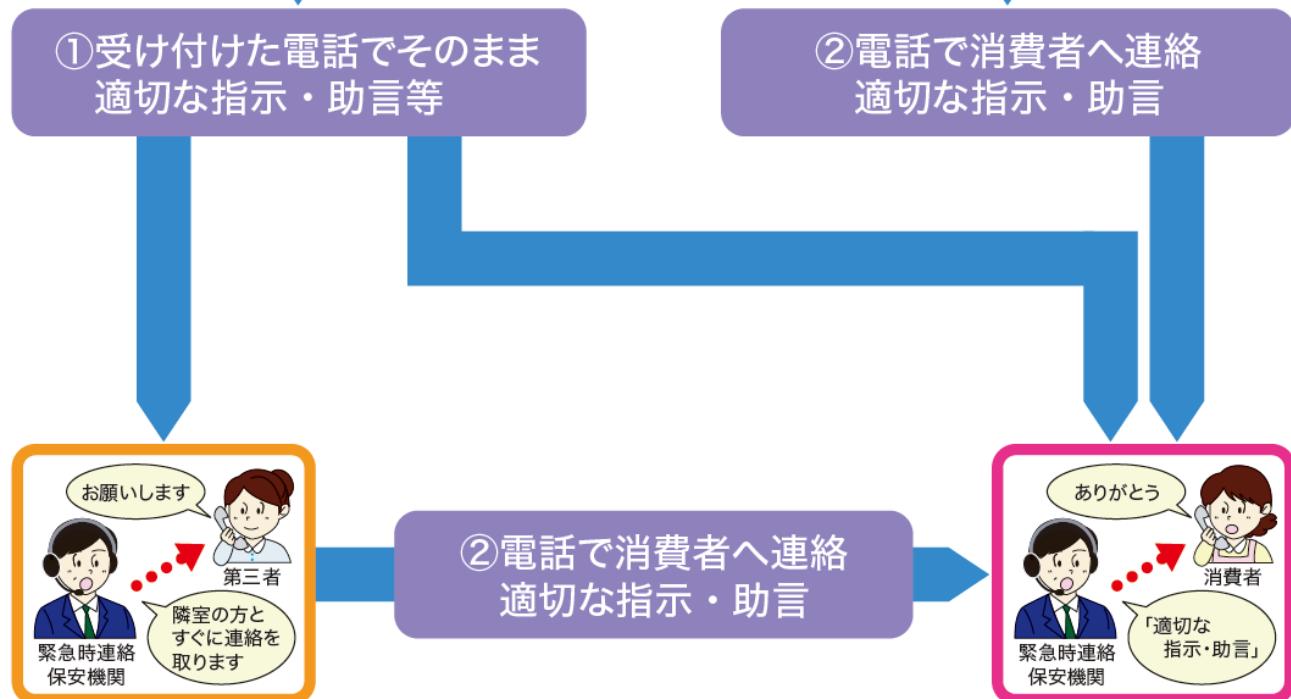
- 緊急時連絡業務は、何らかの災害が発生した場合、災害の拡大を防止するための判断・指示が要求されるなど、L P ガス保安にとって重要な業務です。
- 情報が緊急情報にあたるか、災害の拡大を防止するにはどうすればよいのかを判断し、消費者等への適切な指示・助言及び緊急時対応保安機関等へ出動を要請しなければなりません。
- 保安業務の資格者はもとより、監視員、連絡担当者にも、高度な知識と判断能力が要求されます。



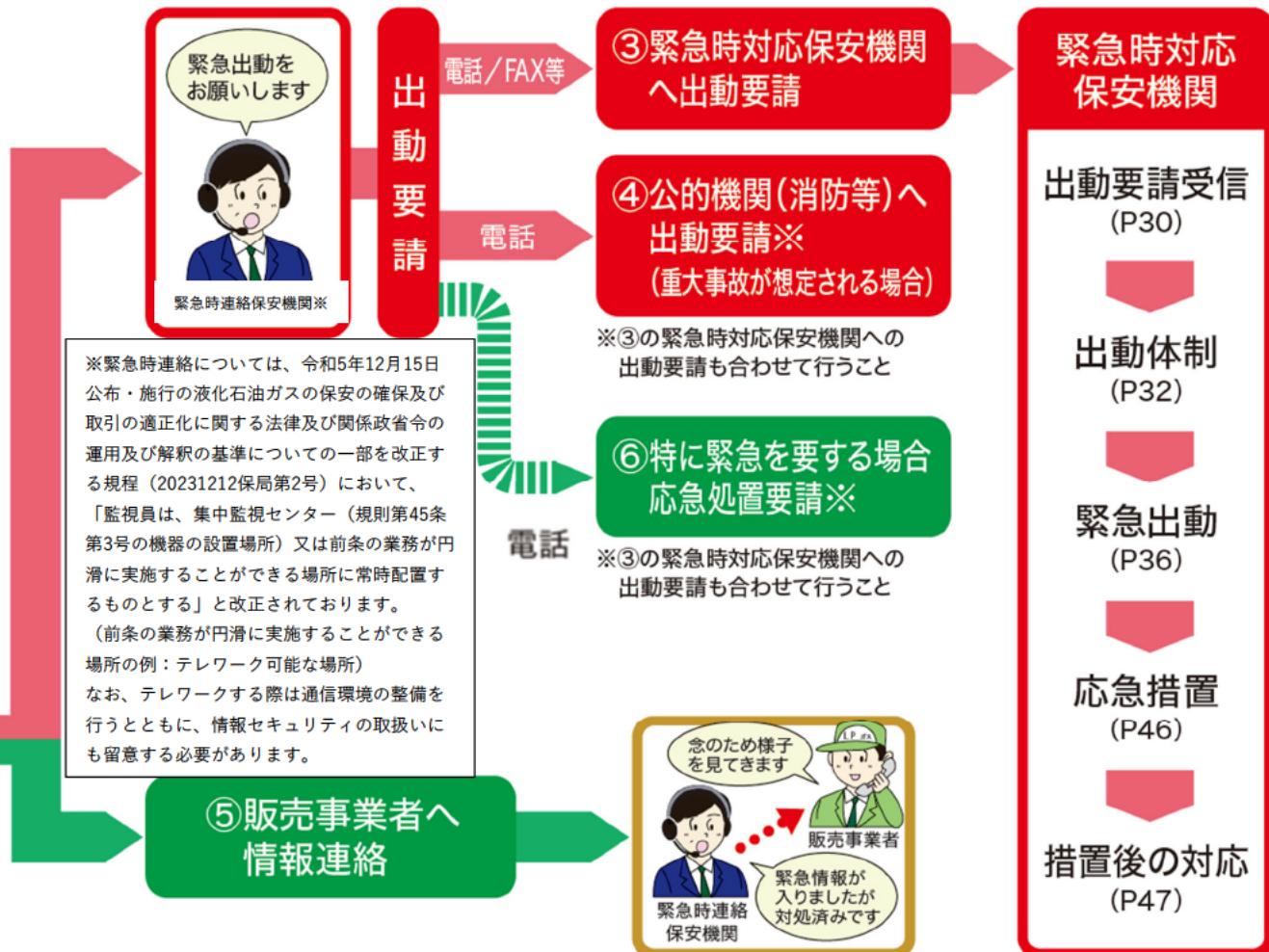
(2) 緊急時連絡業務の流れ



緊急時連絡保安機関



注) 緊急情報により消費者に連絡をとり、状況を聞いたり指示を与えることは、保安業務に該当します。



(3) 連絡業務の完了

- ①、②の電話による消費者及び第三者への指示・助言にて、災害を防止できる場合は、⑤の販売事業者への情報連絡にて緊急時連絡業務は完了します。
- ③の緊急時対応保安機関への出動要請時には、電話及びFAX等を併用し緊急時対応保安機関が要請を間違いなく受信したことを確認します。
(確認内容)
ア. 緊急時対応保安機関受信者の氏名
イ. 要請した内容の確認
(消費者氏名・住所・災害状況・災害発生日時・拡大の恐れの状況・他への連絡の有無等)
- 緊急時対応保安機関と連絡が不通の場合、緊急時対応保安機関より早く初期対応が可能である等、災害防止に有効と考えられる時は、応急的に④、⑥に連絡し対処します。この場合は、緊急時対応保安機関以外の応急対応になります。
(注) ④、⑥は保安業務外の応急対応になります。
- 緊急時対応保安機関に出動要請する必要はないが、販売事業者の改善措置が必要なもの及び緊急時連絡保安機関が行った連絡業務の内容を、⑤販売事業者へ連絡します。

(4) 緊急時連絡業務のトラブル事例

1. 「ガス器具がスムーズに点火しない」等の消費者情報を、「明日点検に伺います」とだけ伝えたために、消費者が何回も点火操作を繰り返し、火災・爆発になった。

◆事故の原因

保安機関として、直ちに出動又は適切な指示・助言等（この場合、ガス器具の使用禁止指示）をしなかった。



2. 集中監視センターが、ガス器具の不完全燃焼情報を消費者から受信したが（電話受付）、委託業務以外の保安情報として放置したため、CO（一酸化炭素）中毒につながった。

◆事故の原因

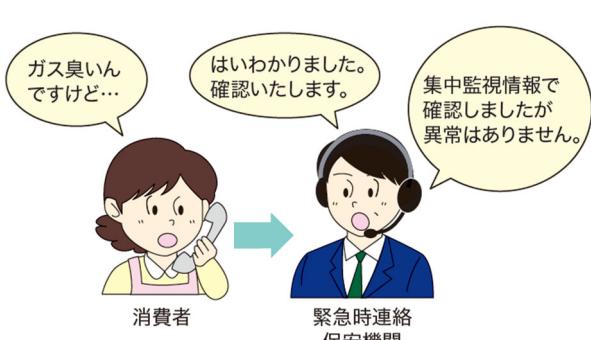
消費者へ適切な指示・助言等（この場合、ガス器具の使用禁止指示）を行わず、さらに電話受付のため集中監視センターの受託業務ではないと誤って判断し、販売事業者等へ情報連絡及び出動依頼を怠った。



3. 消費者から「ガス臭い」との情報を受信した。マイコンメータや集中監視情報で上・下流の漏れなしを確認後安全と判断したが、隣家からのガス漏れであったため火災・爆発になった。

◆事故の原因

消費者宅の確認だけで異常なしと判断し、隣家等の確認を怠ったためと、さらに販売事業者等への情報連絡及び出動依頼を怠った。



2. 緊急情報の種類

緊急時連絡保安機関に入る緊急情報は、
消費者からの電話受付、第三者からの電話受付、
集中監視により受信する情報など様々です。

(1) 電話受付による情報

緊急時連絡保安機関には、消費者からの緊急通報はもちろんのこと、隣家や隣室、消防等も含め第三者からの緊急通報など、電話による緊急情報が入ってきます。

情報の種類		通報者	通報内容（例）
火災等の情報	火災・爆発の発生	消費者	「自宅が火事です」等
		第三者	「隣家が火事です」等
		消防等	「〇〇町〇丁目の△△宅から火災が発生、至急LPガス容器を引き上げてください」等
ガス漏れ等の情報	ガス漏れの発生	消費者	「キッチンのガス栓からガスが漏っています」等
		第三者	「隣家のLPガス容器からガスが漏れています」等
	ガスの臭いがする、ガス漏れ警報器が鳴っている	消費者	「部屋の中がなんとなくガス臭いのですが」等
その他	異常音の発生	第三者	「隣室のガス漏れ警報器が鳴っています」等
		消費者	「ガスが出なくてガステーブルに火がつかないのですが」等
	器具の異常	消費者	「ガステーブルの炎の色がおかしいのですが」等

- 電話で情報を受け付けた場合、通報者からの情報の収集を行い、状況を把握します。
- 通報者が第三者の場合には、消費者に電話で連絡を取り、情報の収集と状況の把握を行います。
- 状況に応じて、消費者及び通報者へ適切な指示・助言を行い、必要に応じて緊急時対応保安機関・消防等に出動の要請及び販売事業者へ連絡を行います。



参考 平成22（2010）年より、ガス警報器工業会では、「ガス漏れ警報器」を「ガス警報器」と呼称統一しています。

(2) 集中監視から受信する情報

集中監視を行っている消費者からは、
電話回線を通じて保安情報が
緊急時連絡保安機関に入ってきます。

①遮断情報

(遮断情報とは、マイコンメータ等によりガスを遮断したとの情報)

マイコンメータの表示	原 因	遮断種別 (センター画面またはプリント表示例)
○○C ガス止	・ゴム管が外れた ・ガス栓の誤開放 ・多数のガス器具を同時に使用した	合計・増加流量オーバー遮断
Ⓐ○C ガス止	・ガス器具の消し忘れ ・同一器具の長時間使用	継続使用時間オーバー遮断
○ⒷC ガス止 P	・配管のガス圧力が低下した ・ガス切れ	圧 力 低 下 遮 断
	・ガス使用中に震度5以上の地震が発生した	感 震 器 作 動 遮 断
	・ガス漏れ警報器が作動した (ガス漏れ警報器を連動した場合)	ガス漏れ警報器作動遮断
	・CO警報器が作動した (CO警報器を連動した場合)	CO警報器作動遮断
Ⓐ○○ ガス止	※新マイコンメータ 電池電圧低下警告表示後、更に40日後に電池電圧低下遮断	電 池 電 圧 低 下 遮 断

※新マイコンメータとは、電池電圧が低下した場合に遮断する規格に合格したもの

(平成13年6月以降は全マイコンメータが対応)

新型メーター	 マイコンS 電池切遮断 [20×30] マイコンメータS(10年)	旧型メーター	
--------	--	--------	---

- マイコンメータ等からの遮断情報を受信した場合は、その情報の種類により状況を把握した上で、消費者へ電話で連絡を行います。
- 消費者に集中監視により情報が入ったことを伝え、状況を確認します。
- 状況に応じて消費者へ適切な指示・助言を行い、必要に応じて緊急時対応保安機関・消防等に出動の要請及び販売事業者へ連絡を行います。

②警告情報

マイコンメータの表示	原 因	警告種別 (センター画面またはプリント表示例)
表示なし	・継続使用時間オーバー遮断を行う前の予告通知	5 分 前 予 告
	・微少なガス漏れが発生している(メーターの上流または下流)	圧力式微少漏洩警告
	・微少なガス漏れが発生している(メーターの下流)	流量式微少漏洩警告
	・調整器に異常がある	調整圧・閉塞圧異常警告
	・メーターの電池電圧が低下している	電池電圧低下警告
	・ガス漏れ警報器の電源プラグ抜け	ガス漏れ警報器 プラグ抜け警告

- 集中監視システムからの5分前予告・ガス漏れ警報器プラグ抜け警告の警告情報を受信した場合は、その情報の種類により状況を想定した上で、消費者へ電話で連絡を行い販売事業者へも連絡します。
- 圧力式微少漏洩警告、流量式微少漏洩警告、調整圧・閉塞圧異常警告、電池電圧低下警告の警告情報は、警告情報を販売事業者へ連絡します。

③集中監視センターからの遮断及び復帰

センターからの操作を行った場合のメーター表示などは下記の通りです。

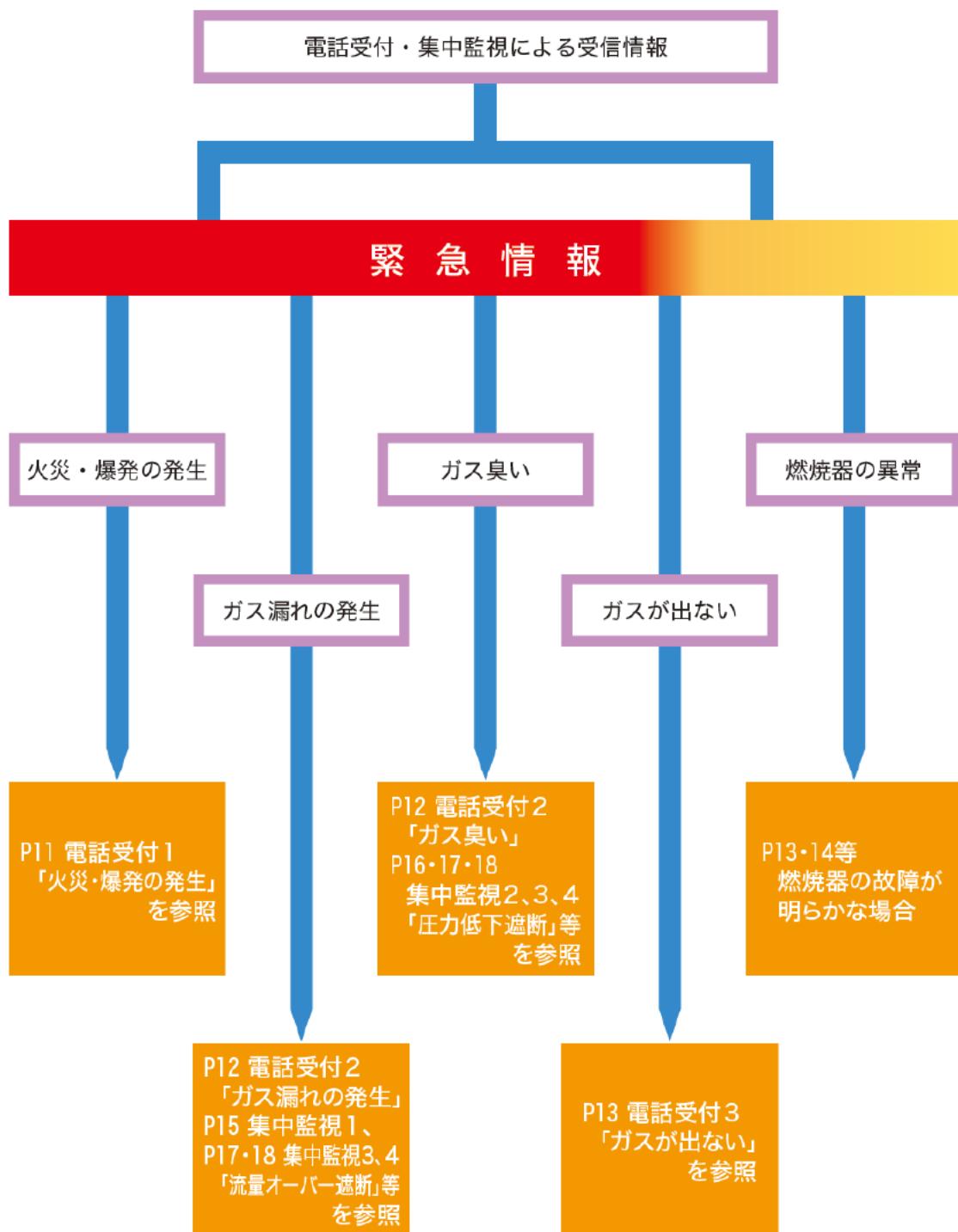
センターでの操作	メーター表示	操作結果
センター遮断		遮断した
		遮断不良※
センター復帰	遮断の表示が消える	開栓した
	遮断の表示が前回のまま表示される	開栓不良※

※再度センター遮断、センター復帰を行っても、正常に遮断または開栓しない場合は、販売事業者へ出動要請。

3. 緊急情報に対する連絡方法

緊急情報には、緊急性を要するものと放置をしておくと災害に結びつくものに大別されます。電話受付及び集中監視を図にすると次のようになります。

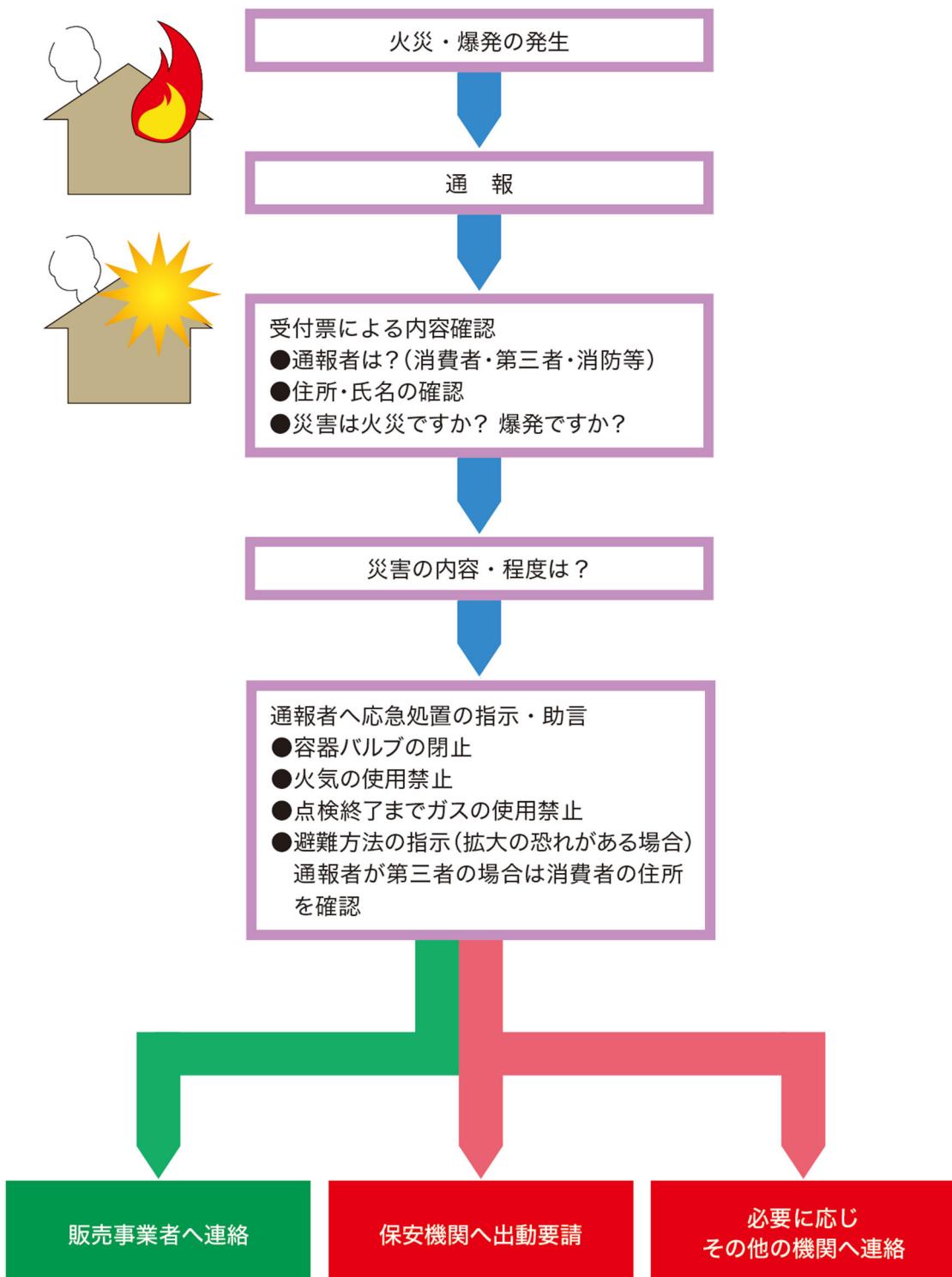
緊急時連絡保安機関は、緊急性の有無の判断が災害を未然に防止する最重要項目になります。



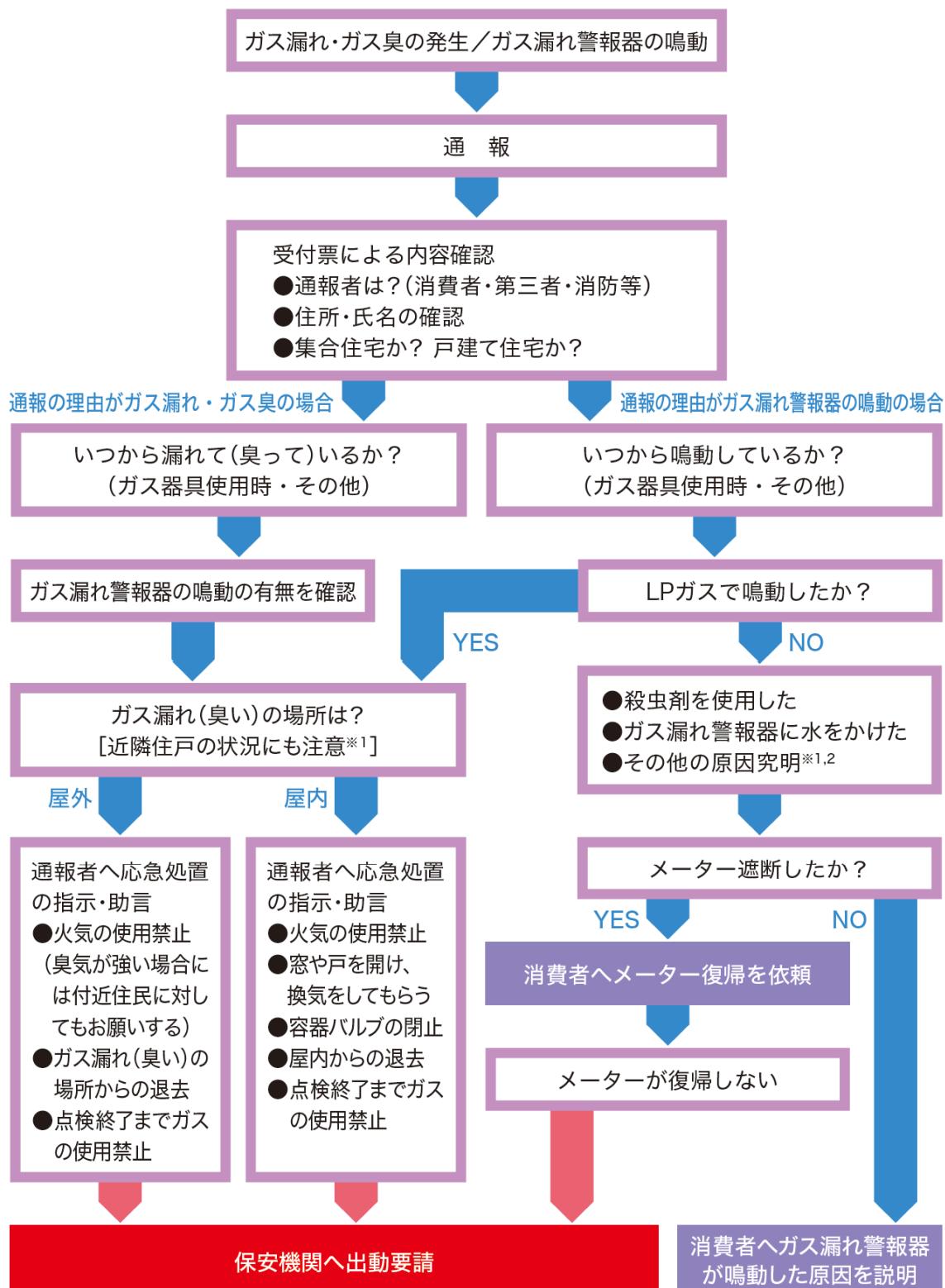
(1) 消費者等から電話による通報を受け付けた場合の連絡方法

消費者及び第三者から電話による通報を受け付けた場合は、その通報内容に応じた適切な指示・助言を行い、必要に応じて緊急時対応保安機関等へ出動要請、販売事業者へ連絡等を行います。

電話受付 1— 火災・爆発の発生



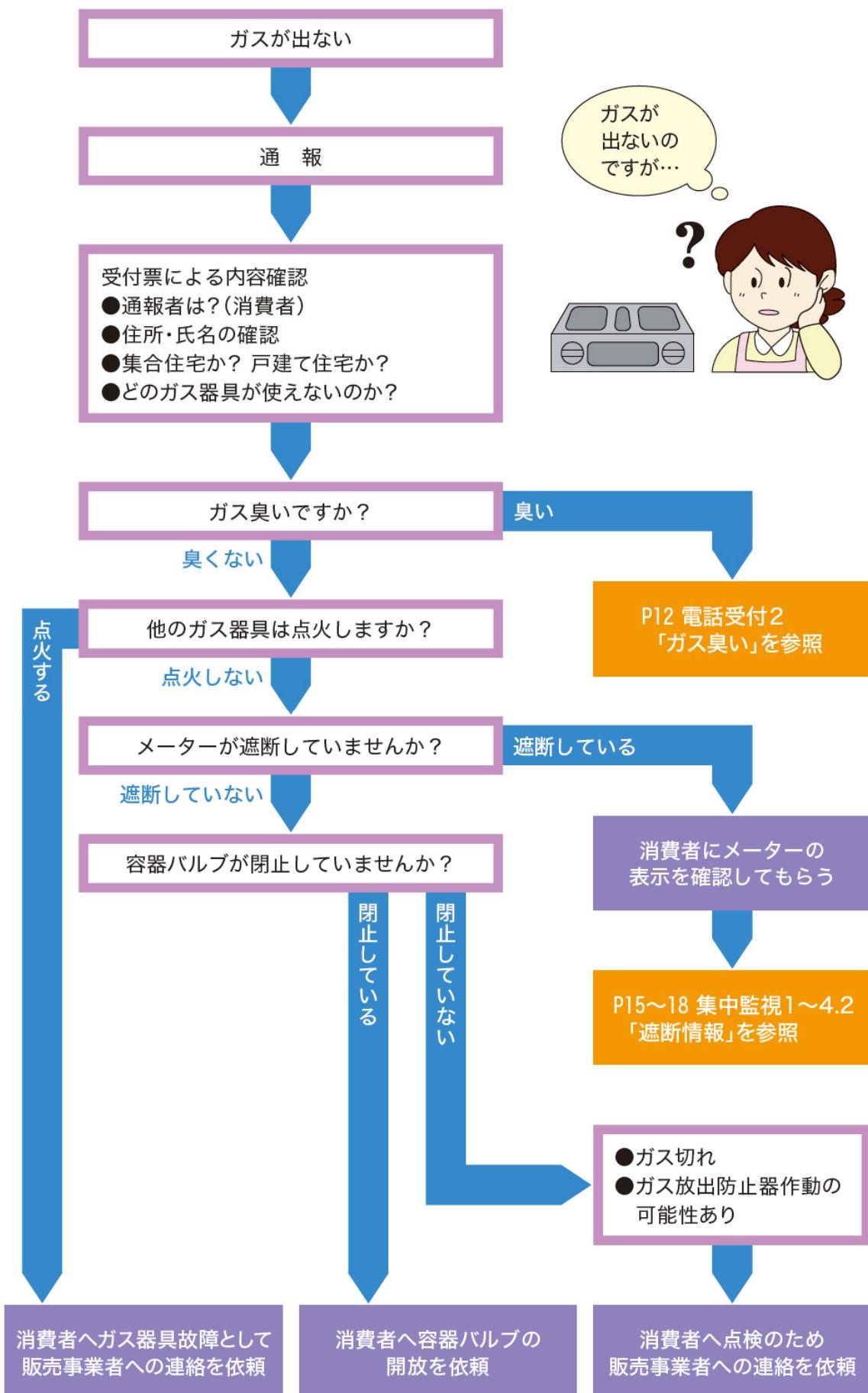
電話受付2— ガス漏れ、ガス臭い、ガス漏れ警報器が鳴動している



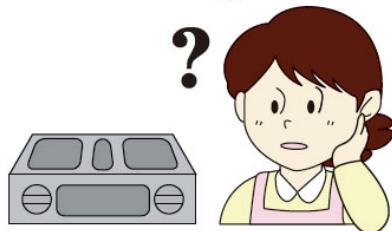
※1：集合住宅では、排気ダクト、排水口、開放された窓等を通じて、隣接住戸又は階上住戸から漏れた LPガス等が当該住戸に流入する可能性が、また、積雪地の雪害発生時や住宅密集地では、近隣住戸から漏れたガスが床下換気口から流入する可能性が各々あります。

※2：ガス漏れ警報器はCOを検知する設計はされていませんが、極端な酸素不足で LPガスが正常に燃焼しない場合は、排ガスにCOと併せ未燃ガス等が含まれるため、この未燃ガスをガス漏れ警報器が検知し、鳴動する場合があります。また、階下が車庫の場合、アイドリング中の車両の排ガスが流入し、排ガスに含まれる成分（例えば、ハイドロカーボン等）によってガス漏れ警報器が鳴動した事例がありました。（最新の警報器による事例は、確認されていません。）

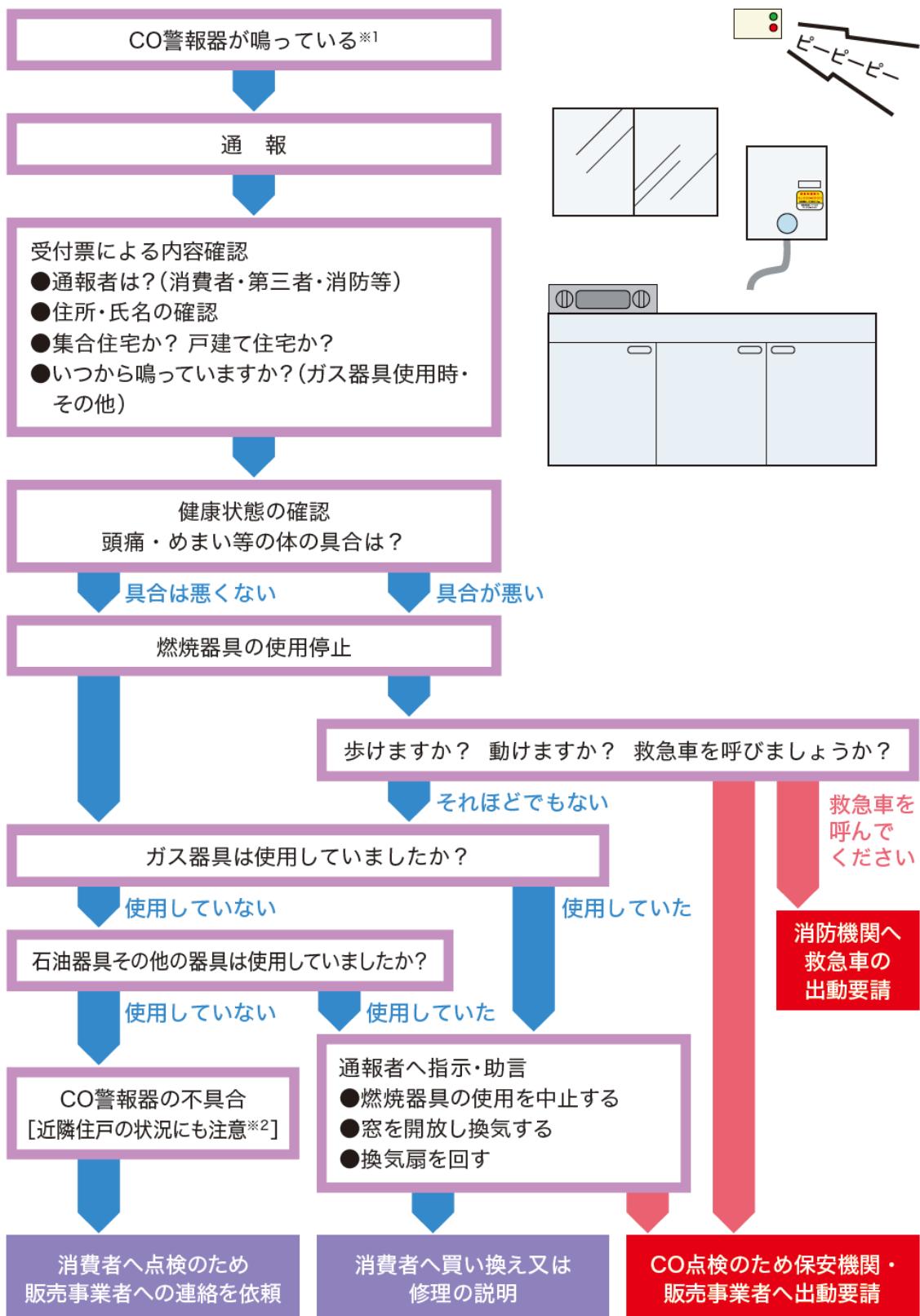
電話受付3—ガスが出ない



ガスが
出ないの
ですが…



電話受付4—CO警報器が鳴っている



*1 : CO警報器の鳴動にはタイムラグがあります。

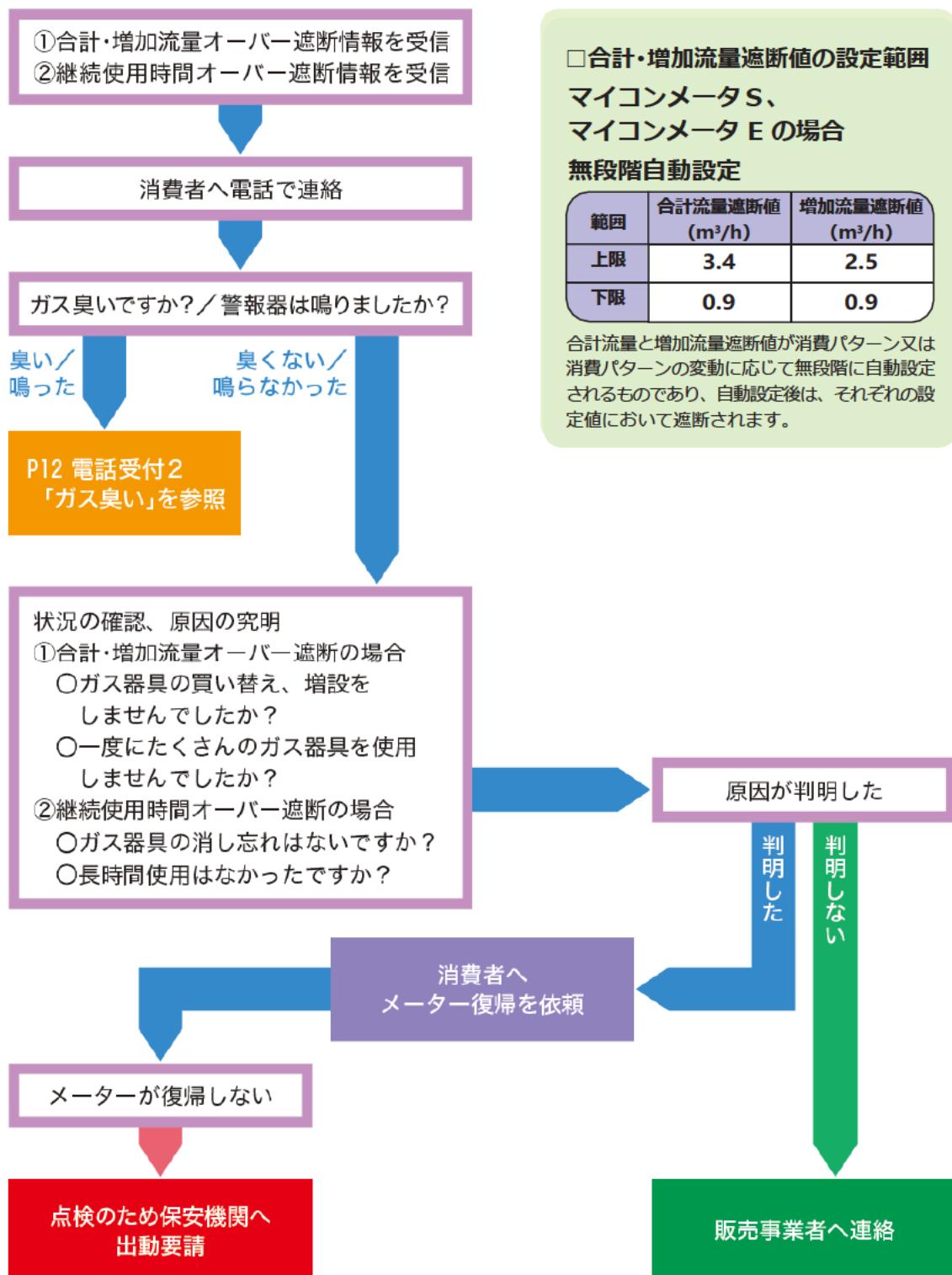
*2 : 集合住宅では、排気ダクト、排水口、開放された窓等を通じて、隣接住戸又は階下住戸からCOが当該住戸に流入する可能性があります。

また、階下が車庫の場合、アイドリング中の車両の排ガスが流入し、排ガスに含まれる成分（例えば、ハイドロカーボン等）によってCO警報器が鳴動した事例がありました。（最新の警報器による事例は、確認されていません。）

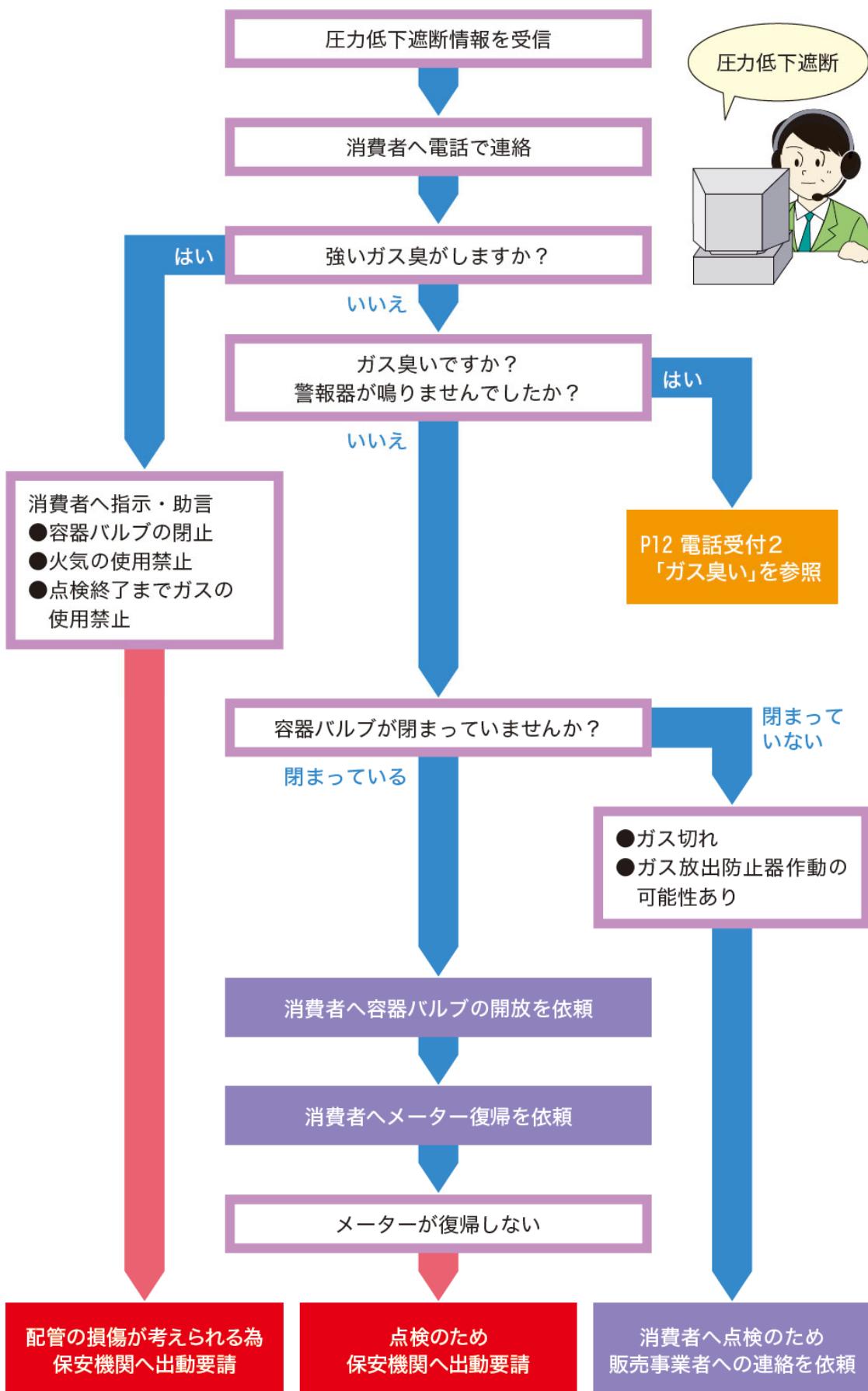
(2) 集中監視による情報を受信した場合の連絡方法

集中監視による情報を受信した場合は、消費者に電話で連絡を取り状況を確認し適切な指示・助言を行うと共に、必要に応じて緊急時対応保安機関等へ出動要請、販売事業者へ連絡等を行います。

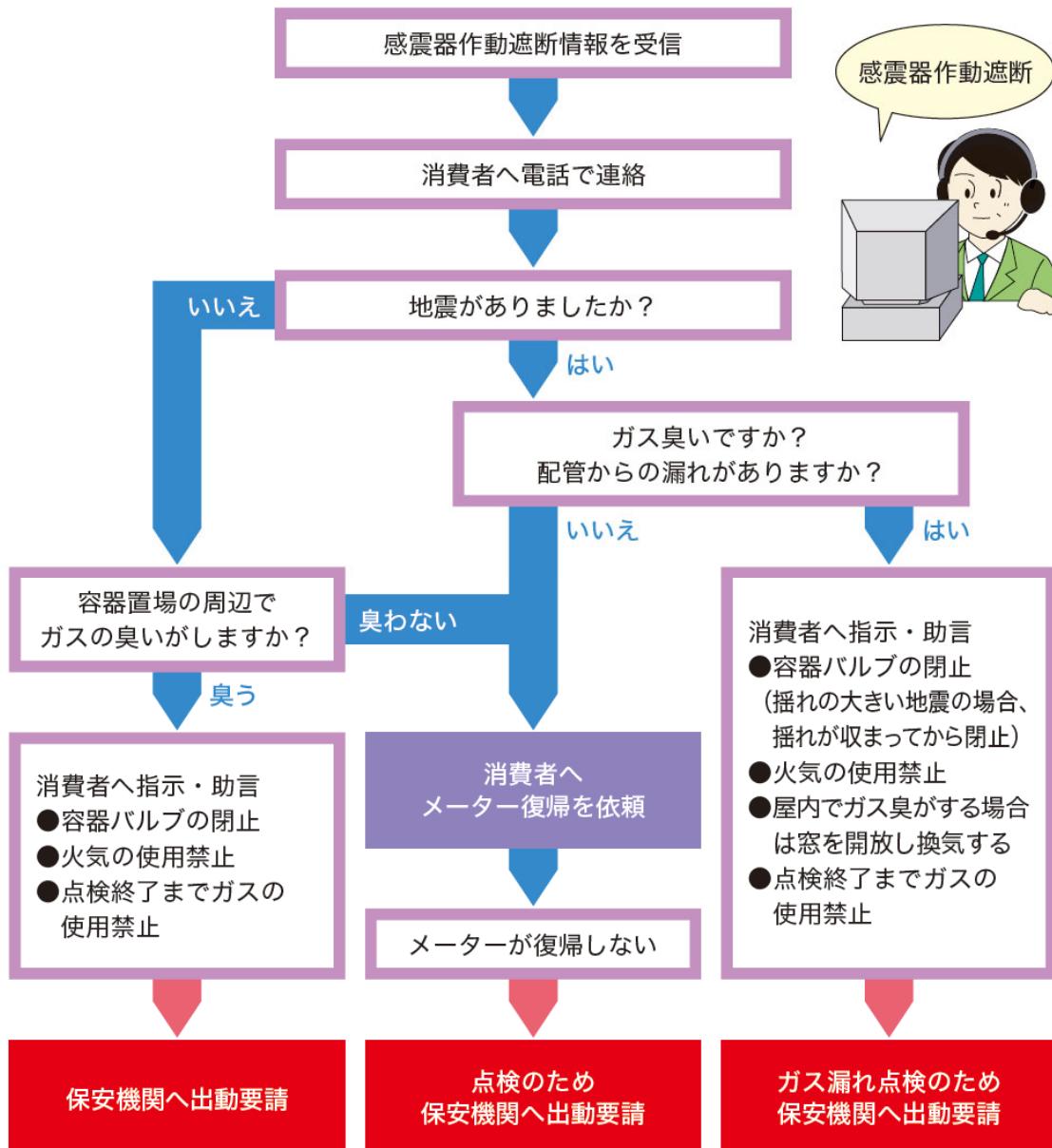
集中監視 1—合計・増加流量オーバー遮断、継続使用時間オーバー遮断



集中監視2－圧力低下遮断



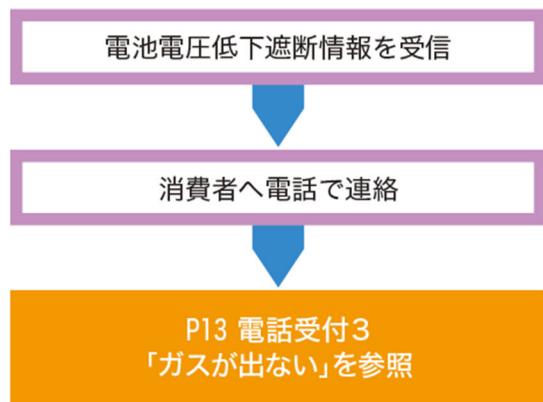
集中監視3—感震器作動遮断



集中監視4.1—ガス漏れ警報器・CO警報器作動遮断



集中監視4.2—電池電圧低下遮断



集中監視5—圧力式微少漏洩警告、流量式微少漏洩警告、電池電圧低下警告

圧力式微少漏洩警告
流量式微少漏洩警告
電池電圧低下警告

警告内容を販売事業者へ連絡

集中監視6—調整圧・閉塞圧異常警告

調整圧・閉塞圧異常警告を受信

消費者へ電話で連絡

火力や炎に異常はありませんか？

あり

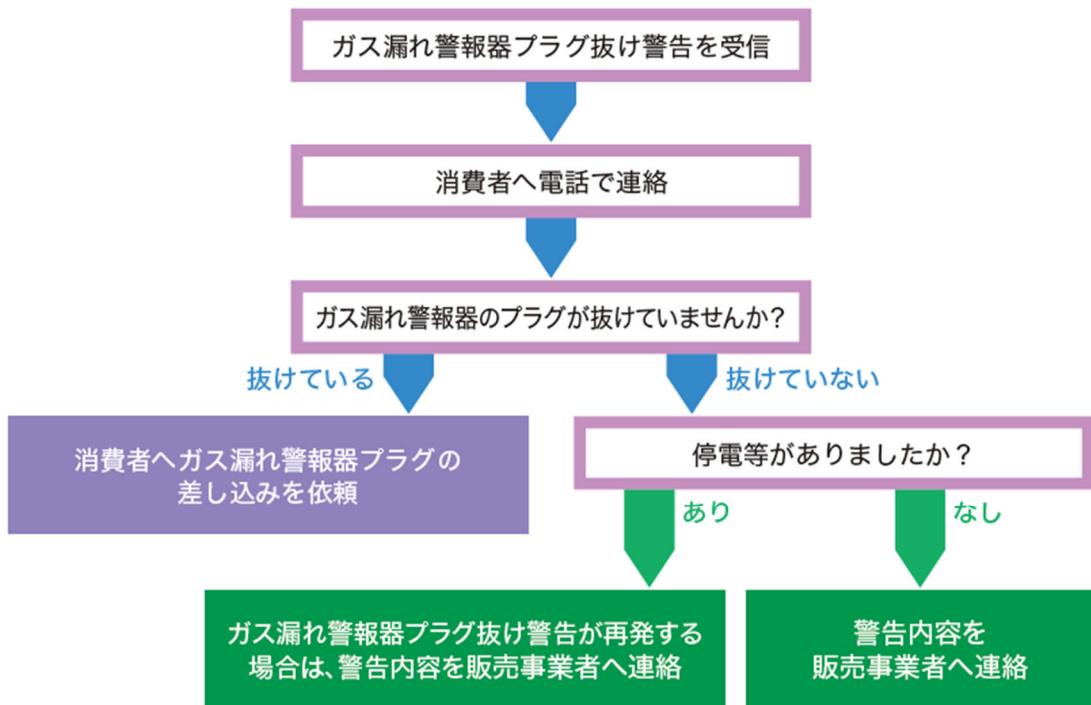
なし

消費者へ指示・助言
●点検終了までガスの使用禁止

点検のため保安機関へ出動要請

警告内容を販売事業者へ連絡

集中監視7—ガス漏れ警報器プラグ抜け警告



(3) 販売事業者及び緊急時対応保安機関への連絡方法

①緊急出動が必要な場合

緊急出動の要請は、緊急時対応保安機関に対し電話で出動要請を行うとともに、緊急連絡の受付及び対応の状況を記載した緊急時受付票等をFAX等で送信します。販売事業者には、緊急時対応保安機関への要請内容と販売事業者が行わなければならない措置を指示します。

②緊急出動を必要としない場合

緊急出動を必要としない場合は、販売事業者に対し電話又はFAX等で緊急連絡の結果報告を行います。

緊急時受付情報・出動要請票(電話・FAX等) 例

緊急時受付情報・出動要請票 (電話・FAX等)

■ 受付日時： 年 月 日 時 分	■ 受付者：
■ 消費者(コード)：	■ T E L : - - -
■ 住所：	■ 販売事業者：
■ 通報者： <input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> () (備考：)	
〈消費者確認事項〉 ■ 受付内容： <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> ガス漏れ <input type="checkbox"/> ガス臭 <input type="checkbox"/> 不着火 <input type="checkbox"/> 圧力異常 <input type="checkbox"/> CO検知 <input type="checkbox"/> ()	
■ 臭気の程度： <input type="checkbox"/> 音をたててガスが漏れている <input type="checkbox"/> 広範囲に臭い <input type="checkbox"/> 非常に臭い <input type="checkbox"/> やや臭い <input type="checkbox"/> 時々臭い	■ 臭気の場所： <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内 </div> <div style="flex: 1;"> <input type="checkbox"/> 容器の近く <input type="checkbox"/> 近隣住宅付近 <input type="checkbox"/> 排水溝付近 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂場 <input type="checkbox"/> 床下 <input type="checkbox"/> () </div> </div>
■ 警報器： <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 鳴り続けている <input type="checkbox"/> 鳴って止まった <input type="checkbox"/> 鳴っていない) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 隣家で鳴っている ■ 警報音を聞いた時刻： 時 分頃 ■ メーター： <input type="checkbox"/> ガスを使っていないのにメーターが動いた ■ ガスが着火しない： <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <input type="checkbox"/> 全部の器具 <input type="checkbox"/> ガス切れ <input type="checkbox"/> マイコン作動遮断 <input type="checkbox"/> 過流防止弁作動 <input type="checkbox"/> () </div> <div style="width: 30%;"> <input type="checkbox"/> 一部の器具 <input type="checkbox"/> ガステーブル <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> 湯沸器 <input type="checkbox"/> () </div> <div style="width: 30%;"> <input type="checkbox"/> ガス圧力の異常： <input type="checkbox"/> 炎がとぶ <input type="checkbox"/> 赤火 <input type="checkbox"/> () </div> </div>	
〈消費者へ指示・助言事項〉 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <input type="checkbox"/> 火気の使用禁止 <input type="checkbox"/> ガスの使用禁止 <input type="checkbox"/> 窓・ドアを開けての換気 <input type="checkbox"/> ガス漏れ付近からの退去 <input type="checkbox"/> 容器バルブの閉止 </div>	

出動要請票

■ 発信日時： 年 月 日 時 分
■ 発信者： <input type="checkbox"/> 緊急時連絡保安機関： □ T E L : - - - <input type="checkbox"/> 連絡担当者：
■ 電話連絡で確認した緊急時対応保安機関： <input type="checkbox"/> 受信者： □ 緊急時対応保安機関：
■ 出動要請にあたっての特記事項：

緊急時受信情報・出動要請票(集中監視) 例

緊急時受信情報・出動要請票 (集中監視)

■ 受信日時： 年 月 日 時 分	■ 受信者：															
■ 消費者(コード)：	■ T E L : - - -															
■ 住所：	■ 販売事業者：															
<p>■ 受信保安情報： <input type="checkbox"/> 合計流量オーバー遮断 <input type="checkbox"/> 5分前予告 <input type="checkbox"/> システム遮断 <input type="checkbox"/> 増加流量オーバー遮断 <input type="checkbox"/> 圧力式微少漏洩警告 <input type="checkbox"/> NCU電池切れ <input type="checkbox"/> 繼続使用時間オーバー遮断 <input type="checkbox"/> 流量式微少漏洩警告 <input type="checkbox"/> 警報器未接続検知 <input type="checkbox"/> 圧力低下遮断 <input type="checkbox"/> 調整圧異常警告 <input type="checkbox"/> 残量警告 <input type="checkbox"/> 感震器作動遮断 <input type="checkbox"/> 閉塞圧異常警告 <input type="checkbox"/> 容器交換 <input type="checkbox"/> ガス漏れ警報器作動遮断 <input type="checkbox"/> 電池電圧低下警告 <input type="checkbox"/> 自動切替装置作動 <input type="checkbox"/> CO警報器作動遮断 <input type="checkbox"/> ガス漏れ警報器プラグ抜け警告 <input type="checkbox"/> テスト遮断 <input type="checkbox"/> メーター電池切れ遮断 <input type="checkbox"/> ()</p>																
<p>〈消費者確認事項〉</p> <p>■ 確認内容： <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> ガス漏れ <input type="checkbox"/> ガス臭 <input type="checkbox"/> 不着火 <input type="checkbox"/> 圧力異常 <input type="checkbox"/> CO検知 <input type="checkbox"/> ()</p>																
<p>■ 臭気の程度：</p> <p><input type="checkbox"/> 音をたててガスが漏れている <input type="checkbox"/> 広範囲に臭い <input type="checkbox"/> 非常に臭い <input type="checkbox"/> やや臭い <input type="checkbox"/> 時々臭い</p>	<p>■ 臭気の場所：</p> <p><input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 容器の近く <input type="checkbox"/> 近隣住宅付近 <input type="checkbox"/> 排水溝付近 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂場 <input type="checkbox"/> 床下 <input type="checkbox"/> ()</p>															
<p>■ 警報器： <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 鳴り続けている <input type="checkbox"/> 鳴って止まった <input type="checkbox"/> 鳴っていない) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 隣家で鳴っている</p> <p>■ 警報音を聞いた時刻： 時 分頃</p> <p>■ メーター： <input type="checkbox"/> ガスを使っていないのにメーターが動いた</p> <p>■ ガスが着火しない：</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全部の器具</td> <td><input type="checkbox"/> 一部の器具</td> <td>■ ガス圧力の異常：</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ガス切れ</td> <td><input type="checkbox"/> ガステーブル</td> <td><input type="checkbox"/> 炎がとぶ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> マイコン作動遮断</td> <td><input type="checkbox"/> 給湯器</td> <td><input type="checkbox"/> 赤火</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 過流防止弁作動</td> <td><input type="checkbox"/> 湯沸器</td> <td><input type="checkbox"/> ()</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ()</td> <td><input type="checkbox"/> ()</td> <td><input type="checkbox"/> ()</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 全部の器具	<input type="checkbox"/> 一部の器具	■ ガス圧力の異常：	<input type="checkbox"/> ガス切れ	<input type="checkbox"/> ガステーブル	<input type="checkbox"/> 炎がとぶ	<input type="checkbox"/> マイコン作動遮断	<input type="checkbox"/> 給湯器	<input type="checkbox"/> 赤火	<input type="checkbox"/> 過流防止弁作動	<input type="checkbox"/> 湯沸器	<input type="checkbox"/> ()			
<input type="checkbox"/> 全部の器具	<input type="checkbox"/> 一部の器具	■ ガス圧力の異常：														
<input type="checkbox"/> ガス切れ	<input type="checkbox"/> ガステーブル	<input type="checkbox"/> 炎がとぶ														
<input type="checkbox"/> マイコン作動遮断	<input type="checkbox"/> 給湯器	<input type="checkbox"/> 赤火														
<input type="checkbox"/> 過流防止弁作動	<input type="checkbox"/> 湯沸器	<input type="checkbox"/> ()														
<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()														
<p>〈消費者へ指示・助言事項〉</p> <p><input type="checkbox"/> 火気の使用禁止 <input type="checkbox"/> ガスの使用禁止 <input type="checkbox"/> 窓・ドアを開けての換気 <input type="checkbox"/> ガス漏れ付近からの退去 <input type="checkbox"/> 容器バルブの閉止</p>																

出動要請票

■ 発信日時： 年 月 日 時 分
■ 発信者： <input type="checkbox"/> 緊急時連絡保安機関： □ T E L : - - - <input type="checkbox"/> 監視員：
■ 電話連絡で確認した緊急時対応保安機関： <input type="checkbox"/> 受信者： □ 緊急時対応保安機関：
■ 出動要請にあたっての特記事項：

4. 参考資料（連絡不能時の対応）

（1）消費者へ連絡が不能の場合

①集中監視センターから消費者へ連絡が不能の場合

集中監視システムによる緊急情報を受信した場合、消費者に対し電話で連絡を行いますが、何らかの要因で連絡が不能の場合も考えられます。

□消費者へ連絡が不能の場合の例

- ・留守や電話が不通の場合
- ・子供、高齢者、外国人等で要領を得ない場合
- ・集合住宅を一電話回線で集中監視し、消費者に電話がない場合

■消費者へ連絡が不能の場合の対応例

緊急出動を必要とする緊急情報の場合

- ・緊急時対応保安機関に連絡し、緊急出動の要請を行います
- ・情報の種類によっては、消防又は警察等に対し協力要請を行います

緊急出動を必要としない緊急情報の場合

- ・販売事業者に連絡し、状況の報告と措置の依頼します

②消費者からの電話が子供等で要領を得ない場合

消費者から電話で緊急情報を受けた場合、その電話で状況の確認等を行いますが、通報者が子供や高齢者、外国人等で適切な指示・助言を行おうにも要領を得ない場合も考えられます。また、通報者が緊急時連絡保安業務受託外消費者の場合もあります。

■保安連絡業務の受託消費者の場合の対応例

「①集中監視センターから消費者へ連絡が不能の場合」の対応に準じます。

■保安連絡業務の受託外消費者の場合の対応例

緊急出動を必要とする緊急情報の場合

- ・消防、地域防災機関に出動要請を行います

緊急出動を必要としない緊急情報の場合

- ・できるだけ早く内容の確認ができる者と連絡をとり、販売事業者への連絡を依頼します

③第三者から電話で通報を受けた場合

第三者から電話で緊急情報を受けた場合も、消費者に対し電話で連絡を行いますが、消費者が緊急時連絡保安業務受託消費者の場合と受託外消費者の場合とで、その対応も異なります。

■消費者が受託消費者の場合の対応例

「①集中監視センターから消費者へ連絡が不能の場合」の対応に準じます。

■消費者が受託外消費者の場合の対応例

緊急出動を必要とする緊急情報の場合

- ・消防、地域防災機関に出動要請を行います

緊急出動を必要としない緊急情報の場合

- ・通報者 → 消費者 → 販売事業者への連絡を依頼します

(2) 緊急時対応保安機関へ連絡が不通の場合

緊急時対応保安機関へ連絡を行う際、何らかの要因で連絡が不通の場合も考えられます。

□緊急時対応保安機関へ連絡が不通の場合の例

- ・他と通話中の場合
- ・電話が不通の場合

■緊急時対応保安機関へ連絡が不通の場合の対応例

特に緊急を要する場合

- ・消防、地域防災機関に出動要請を行います

その他の場合

- ・再度緊急時対応保安機関へ連絡を繰り返します

(3) 緊急時対応保安機関が不明の場合

消費者及び第三者から電話で緊急情報を受け、緊急出動を要すると判断された場合、通常は緊急時対応保安機関に連絡し緊急出動の要請を行いますが、緊急時対応保安機関が不明の場合なども考えられます。

□緊急時対応保安機関が不明の場合の例

- ・緊急時連絡業務受託外消費者からの電話の場合
- ・第三者からの電話の場合

※いずれの場合も緊急時連絡保安機関が不明のために、容器に明示されている電話番号に電話したという場合などが考えられます。

■消費者からの連絡の対応例

緊急時対応保安機関が不明の場合

- ・消費者に販売事業者を確認し、連絡します
- ・販売事業者に緊急時対応保安機関を確認し、連絡します

販売事業者も不明の場合

- ・緊急出動を要する場合は、消防、地域防災機関に出動要請をします

■第三者からの連絡の対応例

消費者、販売事業者がわかった場合

- ・販売事業者に連絡します

消費者、販売事業者が不明の場合

- ・緊急出動を要する場合は、消防、地域防災機関に出動要請をします

〔 消費者への緊急時連絡先の周知方法の工夫について 〕

販売事業者が緊急時連絡の保安業務を委託している場合、緊急時にどこへ連絡をすればよいのか把握していない消費者もいると考えられます。

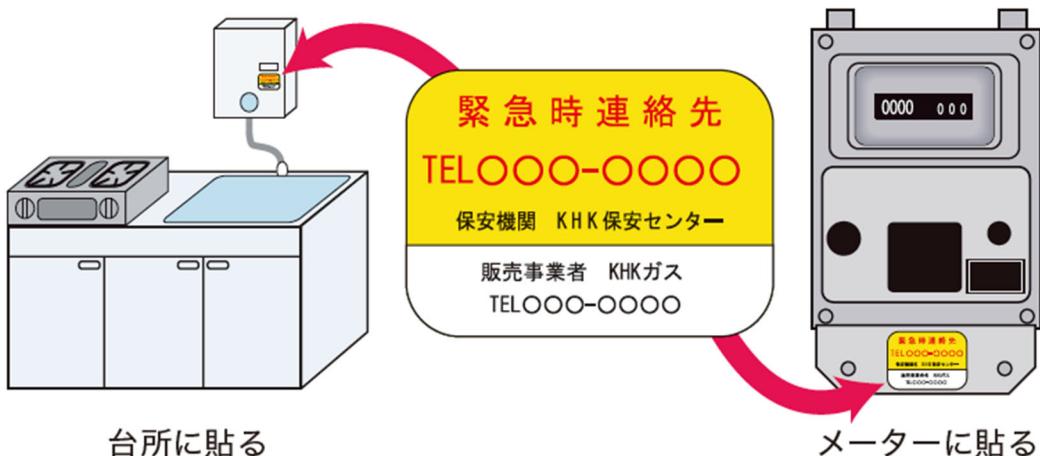
また、消費者が緊急時連絡保安機関を充分認識していない場合もあるでしょう。

そこで、緊急時の連絡先を消費者に常に周知することを緊急時連絡保安機関としては、心がけなければなりません。

緊急時の連絡先を記載したステッカー

緊急時の連絡先として、緊急時連絡保安機関名と販売事業者名併記のステッカーを作成し、周知することが望ましい。

■ ステッカー（例）



携帯電話・留守番電話の活用

緊急時連絡業務を保安機関に委託している販売事業者であって、かつ、上記の工夫をしている場合であっても、留守をする場合、携帯電話への転送、留守番電話に緊急時連絡先を入れる等の措置が望ましい。

■ 留守番電話



緊急時対応

— もくじ —

1. 緊急時対応の責務と体系	28
2. 出動要請を受けたら	30
3. 出動判断基準	31
4. 出動体制	32
(1) 協力要請	34
(2) 工具・機器類	35
5. 緊急出動にあたって	36
(1) 現場状況の把握等	38
(2) 安全の確保	40
(3) 建物への進入と警戒区域の設定	42
6. 供給停止と漏えい調査	44
7. 応急措置及び措置後の対応	46
(1) 天災等	48
(2) 連絡	49
(3) 記録	50
8. 教育と訓練	52
9. キャンピングカー等の30分ルール見直し	53



1. 緊急時対応の責務と体系

緊急時対応を
行う保安機関の
責務をよく
理解しよう!



緊急時対応とは

災害の発生するおそれ又は災害の発生に対し、
災害防止又は災害の拡大防止のための措置を行うことです。

LPガスの供給においては、ガスの漏えいをはじめ、さまざまな緊急事態が発生する可能性があります。この事態に対し、災害の防止又は発生した災害の拡大防止を図るために行う措置業務を緊急時対応といいます。

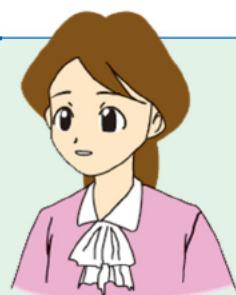
なお、質量により販売した液化石油ガスを屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を習得するための講習（質量販売緊急時対応講習）を修了した上で、緊急時に必要な措置を自ら行うことについてLPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けた場合の当該一般消費者等は、緊急時対応の対象から除かれます。詳細はp.53（キャンピングカー等の30分ルール見直し（液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正））をご覧ください。

緊急時対応の責務

緊急時対応を実施する保安機関は、災害防止又は災害の拡大防止の措置を迅速かつ的確に行い、その内容及び結果に責任を負います。

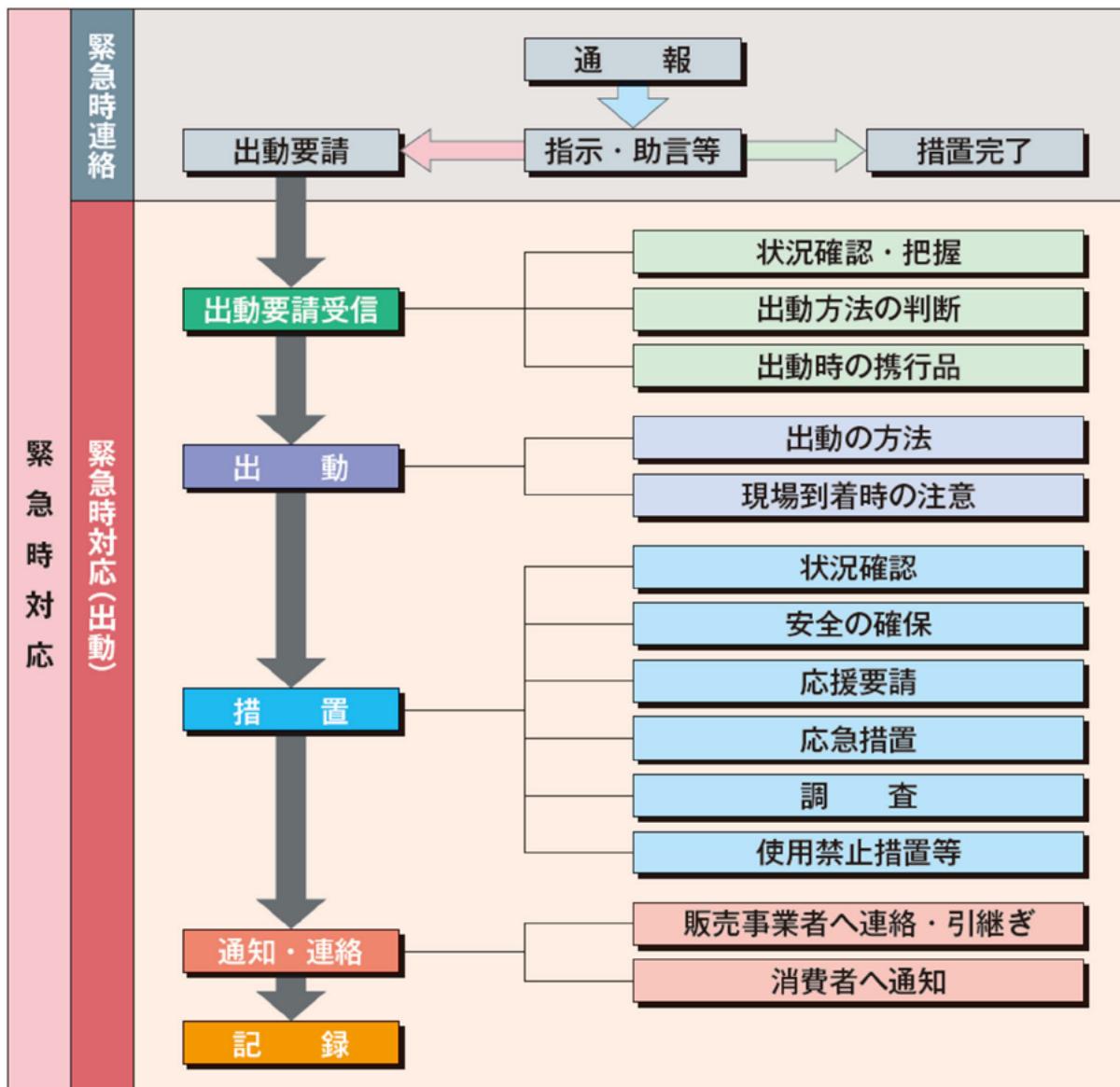
販売事業者の責務とは…

販売事業者には、緊急時対応を他の保安機関に委託していても、保安業務とは別にLPガスを安全に供給する責務があります。従って、消費者・消防等から緊急事態を知らせる通報があった場合、あるいは自らが緊急事態を知った場合は、緊急時対応の保安機関に連絡するとともに出動して措置を行います。



業務の体系

緊急時対応は、一般的に下図に記載した業務体系ですが、ここでは緊急時連絡を除く緊急時対応（出動）について解説します。



緊急時対応Q & A

Q：緊急時対応の保安機関の認定を受けていない販売事業者に消費者から通報が入ったら？

A：その場合は、次の順序で行動してください。

- ①消費者に容器パリブ閉止等の協力を要請します。
- ②保安機関に出動を要請します。
- ③販売事業者自身も速やかに現場へ出動します。
- ④現場で消費者又は出動した保安機関の要員が行った措置の結果を確認します。また必要によっては自分で措置を行う場合もあります。

2. 出動要請を受けたら

出動要請を
受けたら、
内容を的確に把握
できるように
確認事項を
決めておこう。



状況確認の方法

保安機関のメンバーとして緊急出動の要請を受けたら、まず最初にすべきことが状況の確認です。そこで受信者は可能なかぎり正確な情報を聞きだして、現場状況が災害につながるものか、すでに災害が発生しているのかを把握し、適切な要員の編成等を判断します。

①緊急時連絡を行う保安機関からFAX等で送られてきた出動要請の内容を確認します。

②販売事業者又は通報者からの要請は、あらかじめ決めた項目に従って状況を確認します。

確認すべき事項

●誰からの連絡か

●現場はどこか

●どんな状況か

●臭いの場所は

●臭いの程度は

●警報器は鳴っているか

●どこに出動するか

●通報者はどんな措置を行ったか

●災害発生の有無は

●その他



緊急出動の判断

出動要請について状況確認ができたら、早急に編成等の判断をします。出動要請受信者の判断は、現場措置の優劣を決定づける要因となるので、受信時の確認は冷静・正確に行うことがキーポイントです。

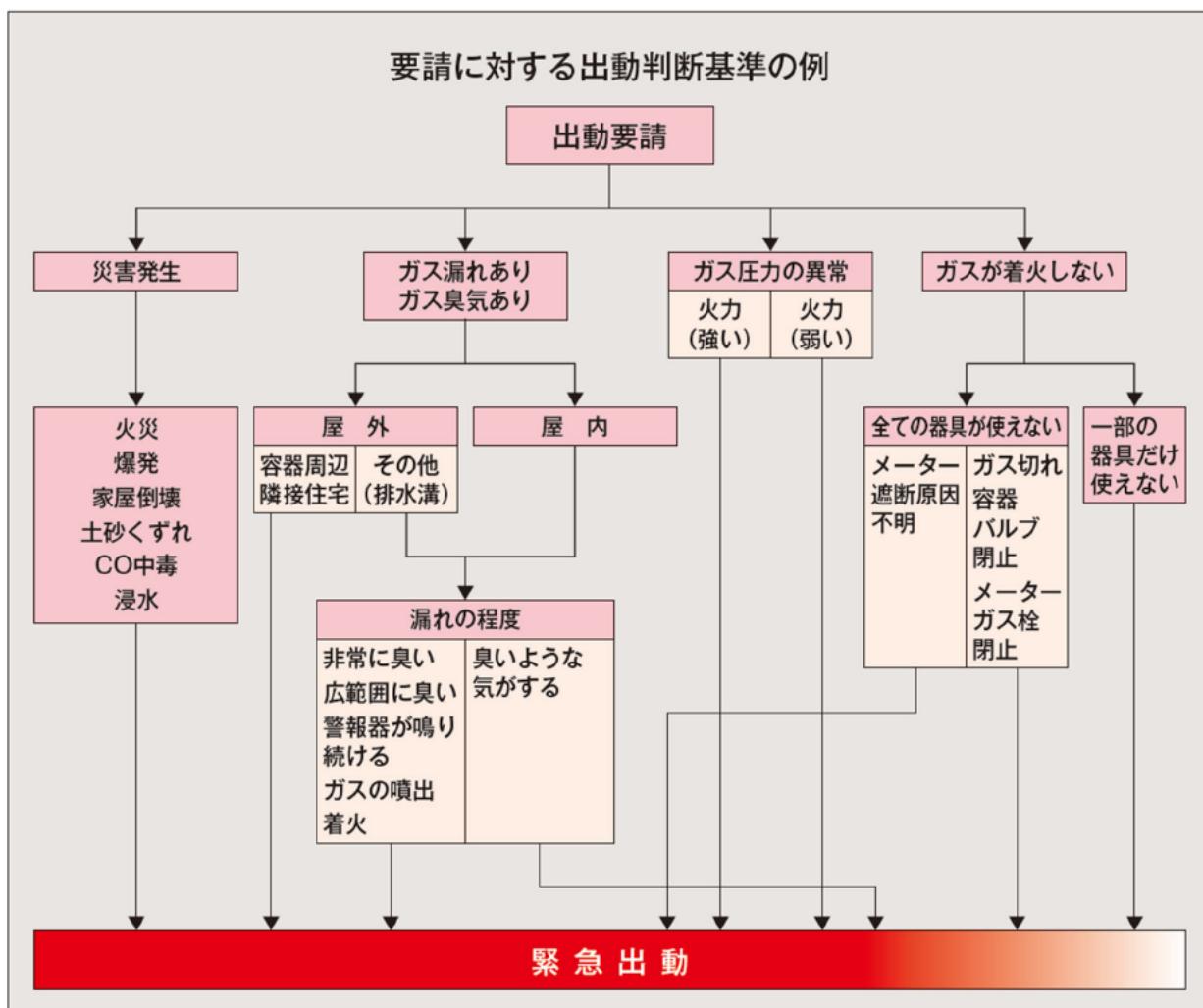
3. 出動判断基準

出動要請が
いつきてもいいように
出動判断基準を
作成しておこう。



緊急時対応の出動判断基準

緊急時対応は、現地に迅速に到着し、速やかに適切な措置を行うことが原則ですが、ガス漏れ等のように災害の発生のおそれがある場合と、ガスが出ない等、安定供給に支障をきたす場合があります。従って、緊急性の程度に対応した下図のような出動判断基準を作成しておきましょう。



4. 出動体制

緊急出動の編成

いざ緊急出動となった場合、どんな状況に何人で対応するかを判断することが、大変重要です。そこで現場の状況を把握し、必要な人数の要員を確保・編成して出動させる例として、下記の3通りがあげられます。

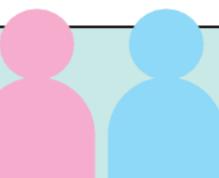
①単独編成による出動

出動要員が1人で対応できる状況のときの出動です。



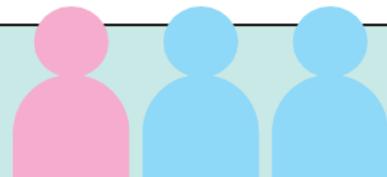
②複数編成による出動

災害発生又は発生するおそれがあるとき。
原則として2人以上の要員が出動します。



③特別編成による出動

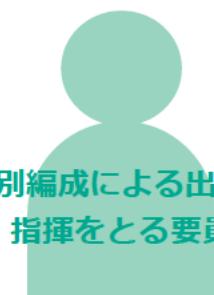
複数編成では処理が困難な場合、特別編成が必要です。
(指揮をとる要員も必要です。)



出動要員の編成例

緊急時対応では、迅速・的確な状況判断及び業務の遂行が求められます。そのため、保安機関には次のような能力を持つ要員が必要です。

特別編成による出動で
指揮をとる要員



出動の中心となる要員



中心となる要員を
補佐・支援する要員



液化石油ガス法をはじめとする関係法令を理解しており、保安業務知識及び技術・技能に精通し、保安確保と高度化を推進するための企画・計画・実施ができる人。

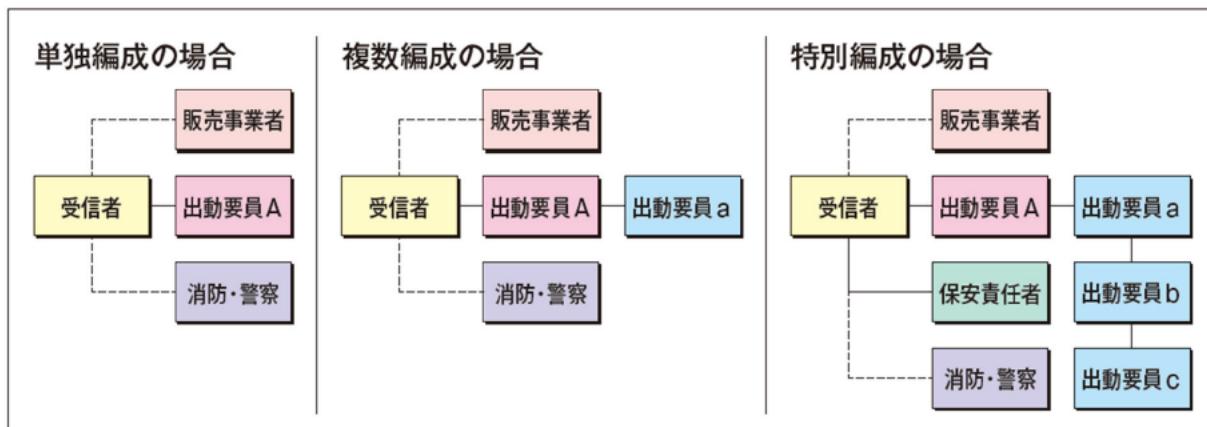
業務上の知識・技術を有し、かつ当該業務を実施するための知識・技術を有している人で、単独で緊急時対応業務がこなせる人。

基礎的な知識を有し、上司の指導のもとに業務をこなせる人。

召集・動員のシステムづくり

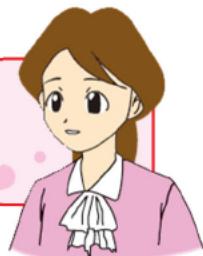
出動要員の召集・動員を迅速に行うためには、事業者の内部連絡体制を整えるとともに、必要に応じて応援・協力を求める関係機関等への外部連絡体制を整備し、常日頃から下の例のような召集・動員連絡網を準備しておきましょう。

召集・動員連絡網の例



ポイント

すべての連絡・行動がスムーズに運ぶよう、関係者間のコンタクトを緊密にしておきましょう。特に休日・祝祭日、夜間ににおける連絡・召集体制を整備しておくことがポイントになります。



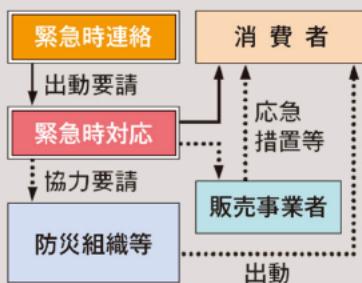
出動の実施方法（事例）

〈事例Ⅰ〉



- ①緊急時連絡の保安機関より出動要請を受信する。
- ②緊急時対応の保安機関は、出動編成を判断し、要員に出動を指示する。
- ③出動要員は、緊急出動し応急措置等を行う。
- ④措置結果等を販売事業者に連絡する。

〈事例Ⅱ〉



- ①緊急時連絡の保安機関より出動要請を受信する。
- ②緊急時対応の保安機関は、特別編成による出動編成に基づき関係者に連絡・出動を指示する。
- ③保安責任者は、販売事業者及び防災組織等へ協力を要請する。
- ④出動要員は保安責任者の指示により緊急出動し、販売事業者及び防災組織等と協力して応急措置等を行う。

(1) 協力要請

速やかに
応援の指示及び
協力の要請が
できるように
しておこう。



応援・協力の要請

出動現場の状況によって重大な災害が想定され、一般的な編成のみでは適切な措置ができないとわかったら、速やかに関係各方面に応援・協力を要請します。

〈応援・協力の要請先〉

①保安機関の構成員

②販売事業者又は配送センター等の構成員

③消防又は警察

④その他、地域防災組織等



〈要請の際の留意事項〉

①状況を正確に伝えます。

②応援・協力の規模を伝えます。

③必要とする応援者の能力（技能、知識）について伝えます。

④応援者が持参すべき工具・機器類について伝えます。

⑤応援者に依頼する業務について伝えます。



(2) 工具・機器類

工具を忘れたり、
使い方がわからない
ことがない
ようにしよう。



常備しておきたい工具・機器類

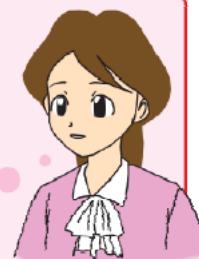
出動して措置を行うには、さまざまな工具・機器類が欠かせません。いつでも持ち出せるよう準備し、その使用方法を熟知しておきましょう。

〈例〉

工具箱等に セットしておくもの	パイプレンチ ショックレスハンマー 6丁組スパナ モンキーレンチ ペンチ ドライバー(+-) アルミ栓 鉛板 ゴムシート ゴムチューブ 木栓 ナイフ ハサミ 油粘土 粘着テープ 針金 革手袋 等
ガス漏れ調査機器等	可燃性ガス検知器 漏えい検知液 マノメータ 自記圧力計 一酸化炭素測定器 等
ガス遮断用具	バルブハンドル
保安用装備	保安柵 トラロープ 赤旗 消火器 拡声器 赤色警告灯 照明灯 等
労働安全機器類	ホースマスク 防爆型ファン 酸素濃度計 等
その他	携帯電話及び充電器（車載用充電器） 配管図 住宅地図 記録紙 等

ポイント

- 電気器具は現場のガス濃度に注意して使用してください。(防爆構造を除く。)
- 工具・機器類は定期的に点検して、常に正常に機能するようにしておきましょう。
- 維持管理については、「保安業務規程実施細則」等による社内規程で位置づけをし、
保安機関の技術的能力の維持に努めましょう。
- 工具類は本来の用途以外に使わないようにしましょう。
- 実技訓練を行い、使い方を熟知しておきましょう。



5. 緊急出動にあたって



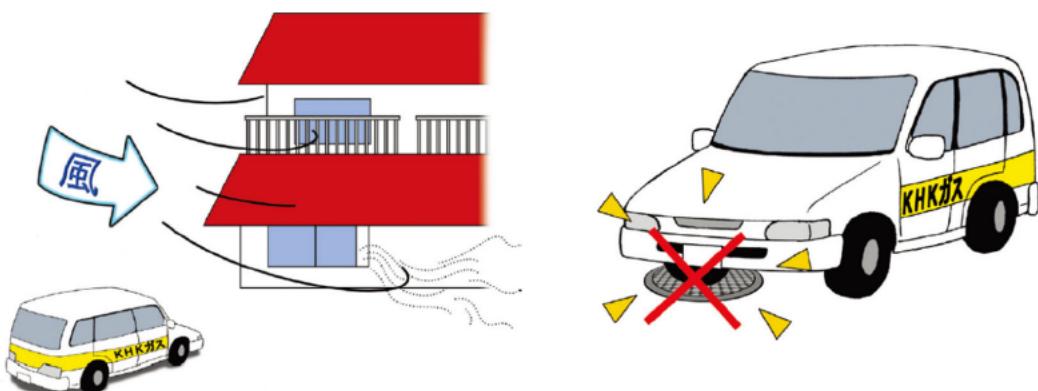
現場到着時の注意

現場に到着するとすぐにも措置にとりかかりたいところですが、冷静に行動してください。たとえば、事態の推移によっては応援の車両があとからきたり、避難誘導をする場合もでてきます。到着時からそうした事態を予測しておきましょう。

この業務は、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のために必要であって、かつ、実行可能な範囲に限ります。また、明文の規定はありませんが、自分自身の安全が保証されない等の正当な理由があれば、この業務は免除されます（通達（法律関係）第27条（保安業務を行う義務）関係）。

〈現場での車両の扱い〉

- ①現場進入は風上や風横から行います。
- ②措置作業がしやすい場所に駐車します。
- ③駐車場所は風下・マンホール上・覆工板上を避けます。
- ④緊急避難を妨げない場所に駐車します。
- ⑤夜間の騒音、駐車位置などで近隣住民に迷惑をかけないようにしましょう。



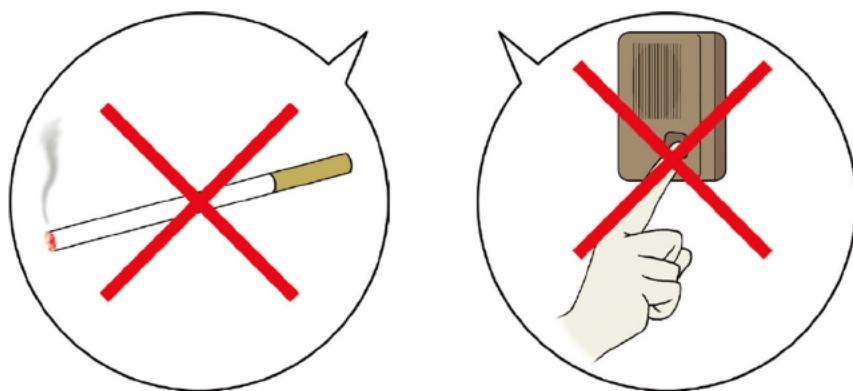
〈自らが着火源や被害者にならないための注意点〉

①火気を使用しないでください。

②現場住宅などの訪問はブザーやインターホンを押さないでください。

③静電気の発生に注意してください。

④ドアを開けるときはその正面に立たないでください。



ポイント

迅速に到着するには ······

緊急出動は、速やかに現場に到着することが求められます。

そこで出動要請を受けて事務所から現場までスムーズに到着するには、いくつかの注意すべきポイントをおさえておく必要があります。



- ①現場到着までの道順を理解しておくこと。
- ②現場到着までの所要時間を知っておくこと。
- ③道路交通情報を入手しておくこと。
- ④交通事故などを起こさないこと。
- ⑤連絡手段を持つこと。

(1) 現場状況の把握等



現場状況の確認及び判断

到着現場で得た初期情報は、応急措置の優劣を決定づける要因となるので、逐次保安責任者等へ連絡し緊急情報の共有化を図ることが必要です。

①火災・爆発の有無

②漏えい箇所(屋内か・屋外か)

③ガスの漏えい状態

④被害状況(人身・建物等の損壊)

⑤消防・警察の出動状況

⑥応援・協力の要否



現場状況に応じた応援要請

出動要員は現場で得た情報を把握し、以下のような状況であれば速やかに応援の要請をします。
(34ページ参照)

①現場状況が通報内容と異なり、状況が重大な場合

②すでに火災が発生している場合

③出動要員だけでは対応できない場合

〈火災・爆発が発生した場合〉

すでに、火災等が発生している場合には、現場に到着したらまず最初に消防・警察へ到着の報告を行い、その指示に従って災害の拡大を防止するために行動します。また、火災や消防活動の状況を把握するとともに、近隣の住宅を含めたLPGガス容器などの状況を確認し、消防活動への助言などを行います。

〈集中監視による遮断の場合〉

ガスが出ない等の集中監視によるガスマーテー保安情報での緊急出動も多く、現場で適切な措置を求められる場合もあります。

①合計・増加流量オーバー遮断

②継続使用時間オーバー遮断

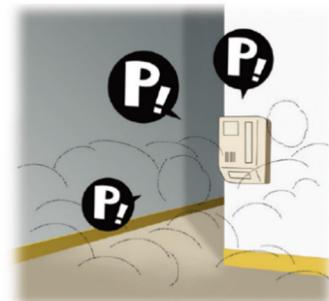
③圧力低下遮断

④感震器作動遮断

⑤ガス漏れ警報器・CO警報器作動遮断

⑥電池電圧低下遮断

* 遮断後の復帰にあたっては、復帰が災害につながらないようにガス漏れの有無等を確認しなければなりません。



ポイント

- 合計・増加流量オーバー遮断及び継続使用時間オーバー遮断等については、その遮断原因を見つけましょう。
- 調査のできない場合や原因が判明しない場合は、販売事業者に対して原因調査の必要なことを連絡します。



〈CO中毒の場合〉

①被害者がいる場合は、救急車の出動を要請して救助を求める。

②容器バルブ、メーターガス栓を閉止します。

③窓、ドアを開放して速やかに換気します。

④燃焼器の検査、給排気筒の点検を行い、燃焼器の使用禁止等の措置を行います。

(2) 安全の確保

安全を確認しながら、
漏えいストップと
ガス拡散をしよう。

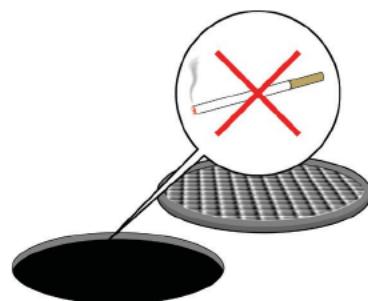
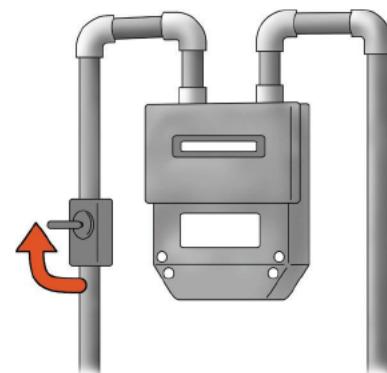


安全の確保

安全の確保が求められるのは、主に「ガス漏れ」です。
そこでガス漏れにおいてとるべき安全対策を考えてみましょう。

■安全の確保

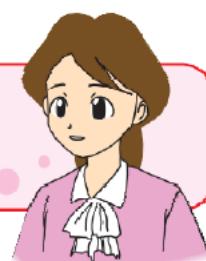
- ①**ガス漏れの停止**：容器バルブ及びメーターガス栓の閉止を行い、場合によっては容器を撤去し、ガス漏れを停止します。
- ②**火気等の着火源の除去**：着火源となるテーブルコンロ等の火気がある場合は、使用禁止を行います。また換気扇・電気器具等のスイッチ操作、自動車エンジンの始動といった行為は、ガスの拡散が完了して安全が確認されるまで禁止します。
- ③**避難誘導**：爆発等の被害が想定されるときは、住民等を迅速に風上側へ誘導します。
- ④**立入禁止措置**：大きな被害が想定されるときは、そのエリアへの立入禁止の措置を行います。（交通遮断など広範囲の立入禁止措置が必要な場合は、消防や警察に協力を要請します。）
- ⑤**ガスの拡散**：漏れたガスの拡散を行います。



ポイント

ガス爆発の危険性の判断は、ガス濃度で行います。

ガスの拡散は、ガス検知器で検知できない濃度まで行い、安全を確認します。



漏えいガスの確認と拡散

漏れたガスの滞留の有無の確認及び拡散は、災害発生を防止するために確実に実施します。

〈確認〉

●一般住宅の場合

屋内等にガスが滞留していないか確認します。

- ・キッチン、浴室などの排水溝及び地下室・地下ピット也要注意です。
- ・床下、天井、ダクト内を調べるときは、付近に火気がないことを確認したうえ、蓋を少し開けてガス検知器で確認します。



●マンション・集合住宅の場合

上記の一般住宅と同様に確認するほか、上下階や隣の部屋及び供給管の経路であるパイプシャフト内についても確認します。



●屋外の場合

建物の床下、近隣のマンホール・側溝及び排水溝等にガスが滞留していないか確認します。

〈拡散〉

- ①屋内では、窓・ドアなどを開放してガスを拡散させます。
更にほうき・うちわ等であおぎ出して排出します。
- ②屋外では、マンホールや側溝の蓋を開放してガスを拡散させます。
- ③自然換気で拡散できない場合は、防爆型ファン等により強制的にガスを排除します。
- ④ガス検知器でガスの残留状況を調べ安全を確認します。

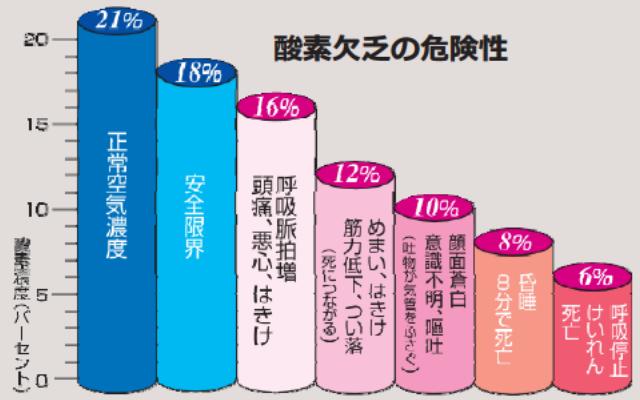


酸素欠乏事故に注意しよう！

地下室やマンホール等の内部に入って作業を行う場合は、酸素欠乏による事故を起こす危険性があります。作業にかかる前に十分な注意と対策を講じる必要があります。

●酸素欠乏の危険性

* 作業にかかる前に酸素濃度が18%以上あることを確認しましょう。



出典：SEシリーズ「新工事の安全」“酸素欠乏”医学博士 山口 裕 著 財団法人 総合安全工学研究所 発行

(3) 建物への進入と警戒区域の設定



建物に入るときは

建物に入るときは、次の点に注意してください。

- 住人がいるときは、その同意を得て入ること。
- 不在のときは、消防・警察・管理人等の立会いのもとで入ること。

※窓ガラスを破壊する場合は衝撃で火花が出やすい金属棒を使わず、木製の棒を使用してください。



爆風・飛散物による被害の防止

漏れたガスが引火爆発する場合もあるので、次の点に注意してください。

- 窓ガラス、ドア、パネル等の正面、コンクリートブロック壁の付近に立たないこと。
- 柱、鉄筋コンクリート壁を盾にして身の危険を避けること。
- 防爆型照明灯を使用すること。

※上記の注意事項はガス漏れの場合ですが、火災・爆発等の場合もこれらに準じて行動するよう心がけてください。

警戒区域の設定

ガス漏れの規模が大きい場合は被害の拡大を防ぐためにも、総合的に判断して警戒区域を設定する必要があります。警戒区域は看板、ロープ等で明示します。

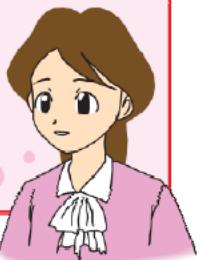
①近隣住民、通行人を避難させ、立入禁止にします。

②警戒区域の設定は、消防・警察の協力・指示のもと行います。



ポイント

- ①警戒区域は風向きを考慮して臭気のする範囲とします。
- ②集合住宅では隣室及び上下階室を優先し、住民を避難させます。
- ③下水・覆工内を通ってのガス拡散も考えて、そのルート沿いも警戒区域にします。
- ④地下室でのガス漏れに際しては、施設やビル全体を警戒区域にします。



6. 供給停止と漏えい調査



ガスの使用禁止・供給停止

保安機関はガス漏れ等の事態において、災害の発生を防止するため的確な措置として、以下の例の場合はガスの使用禁止又は供給停止を行わなければなりません。

①ガス漏れ警報器が鳴動し続けている場合

②ガス検知器が反応している場合

③強いガス臭がある場合

④大量のガス漏えいが想定される場合

⑤漏えい箇所の特定に長時間を要する場合

しかしながら、ガスの使用禁止や供給停止を行うには消費者等の理解・協力が必要であるため、常日頃から以下の事項に配慮しておきましょう。

①販売事業者は、周知などの機会に緊急時の措置として、ガスの使用禁止・供給停止の重要性を消費者に徹底する。

②受託保安機関は、ガスの使用禁止等に伴う営業補償問題等を招かないよう、販売事業者との契約時に確認をしておく。

※保安機関がガスの使用禁止を申し入れたが、消費者の同意が得られなくて事故になってしまった場合、災害の発生を防止するため的確な措置を行ったとは言い難く、責任を問われることもあります。

漏えいの調査

漏えいの有無の確認は、漏えい試験によって確実に実施します。

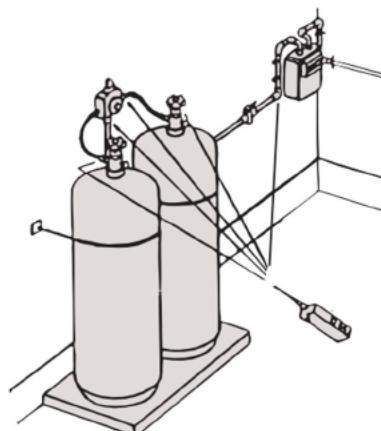
〈漏えいの有無の確認〉

L P ガス設備の漏えいの確認は、以下の機器類を使用して「例示基準第29節」に基づき実施します。

●高圧部：ガス検知器、漏えい検知液

●低圧部：自記圧力計等の圧力測定器具、ガス検知器、漏えい検知液

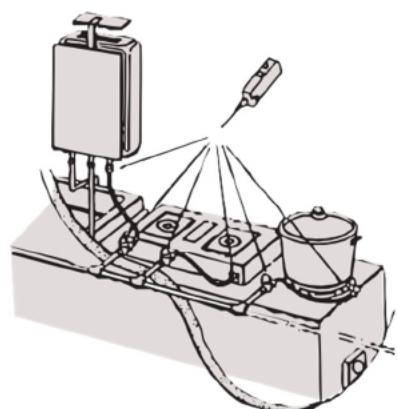
●埋設部（供給が停止できない場合）：ボーリングバー、ガス検知器



なお、漏えいの調査にあたっては、以下の事項にも注意をしましょう。

①消費設備側の漏えいの有無は、ガスマーターの指針の動きを確認することで見当をつけることができます。

②容器周り及び末端ガス栓以降については、ガス検知器又は漏えい検知液により確認します。
(燃焼器の内部漏れにも注意してください。)



③戸別供給の場合の隣家のガス漏れ、共同住宅の場合は供給設備側又は隣室等でのガス漏れの可能性があるため注意が必要です。

ポイント

●漏えい試験は、容器から燃焼器に至る全設備に対して行うことが大切です。特に自記圧力計での漏えい試験で見落とす可能性が高い、接続具、燃焼器については注意が必要です。

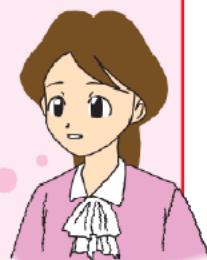
●漏えい箇所は、通報者宅で起きているとは限りません。ガスの流動により、隣家や隣室の場合もあります。従って通報者宅の設備に異常が発見されなくても、安易に誤報と判断せず、周囲も調査してください。

※漏えい箇所を特定するには、石けん水・発泡液等の漏えい検知液を使います。

なお、漏えい検知液は十分な量を用意しておきましょう。

※漏えいが隣家であるとわかり、たとえ法令上その家の保安業務を実施しなくてよい場合でも、通報者への保安業務の一環として応急措置を行います。

そして、行ったことを事後に隣家人や販売事業者に連絡してください。



7. 応急措置及び措置後の対応

漏えい箇所を
特定して
応急措置をしても、
それだけでは
不十分な場合が
あるよ。



応急措置

①ガス漏れ箇所が不明のとき

容器バルブを閉止し、供給停止・使用禁止とします。

②LPガス容器からの漏れ

木栓を使用したり、粘着テープやタイヤチューブ等で漏えい部をきつく巻くなどして漏
えい箇所をふさぎ、容器を撤去します。

③LPガス容器安全弁作動

安全弁の作動停止後、容器を撤去します。

(安全弁の吹き止まり圧力まで内圧を低下させるには、水をかけるなどの措置が有效です。)

④配管、接続具及び燃焼器からの漏れ

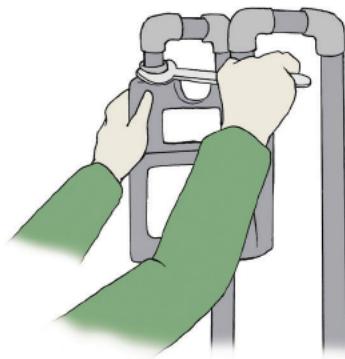
配管等の増し締め、末端ガス栓の閉止等によって漏れを止めます。これらの措置では不
十分な場合は、中間ガス栓の閉止又は容器バルブの閉止により対応します。

応急措置後の対応

緊急出動により応急措置が完了しても安全が確保できず、ガスを使うべきでない場合があります。

例えば、供給設備の老朽化、ホースや接続具の劣化、燃焼器の老朽化などです。

このような場合は安全を優先して、メーターガス栓の閉止や容器バルブの閉止等を徹底します。



■応急措置後もガス使用が不可能な場合

使用不可能と判断して供給停止・使用禁止とした場合は、消費者と販売事業者に周知して、事後の設備工事等を販売事業者に委ねます。

〈例〉供給停止することにより配管部からのガス漏れを止め、安全を確保したが、ガスを使用するには設備工事等が必要な場合。

①消費者に状況を説明し、ガス使用禁止を通知します。

②同時に、販売事業者にガス使用再開にあたり実施すべき事項を連絡します。

③販売事業者は、実施すべき事項を行うために現場に向かいます。

④販売事業者に実施すべき事項を確実にバトンタッチします。

■応急措置後ガス使用が可能な場合

応急措置後、保安機関がガス使用可能と判断した場合は、保安機関の責任の範囲となります。なお、使用を再開するにあたってはガスマーテーの作動状況等を確認し、エアー抜き、点火テスト及び消費者への使用上の注意などの周知を保安機関が行ってください。

(1) 天災等

いつ、どんな
現場に出動しても
いいように
準備しておこう。



地震・水害等の場合

地震・水害等の災害時には程度にもよりますが、家屋などが損壊してガス設備に被害が及ぶ場合があります。このような事態では、都道府県や地域の防災組織の一員として行動し、状況確認等をそれらの組織の指示に従って行いましょう。

①安全の確保

建物の倒壊などによる配管の破損、燃焼器の損傷、容器の転倒や損傷が想定されます。二次災害を防ぐためにも容器を回収するとともに、警戒区域の設定、避難誘導、立入禁止等の安全対策を実施します。

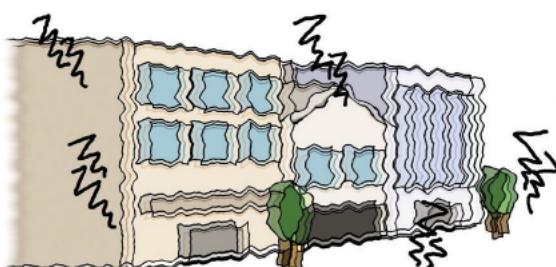
②漏えい調査等

ガス漏れの有無、供給設備の状態（容器の転倒や損傷）、建物の状態、マイコンメータの表示などを調べます。

③供給停止

設備の安全確認が完了するまで供給停止とします。

※水害の場合も概ね地震の場合と同様の対策と措置を実施します。



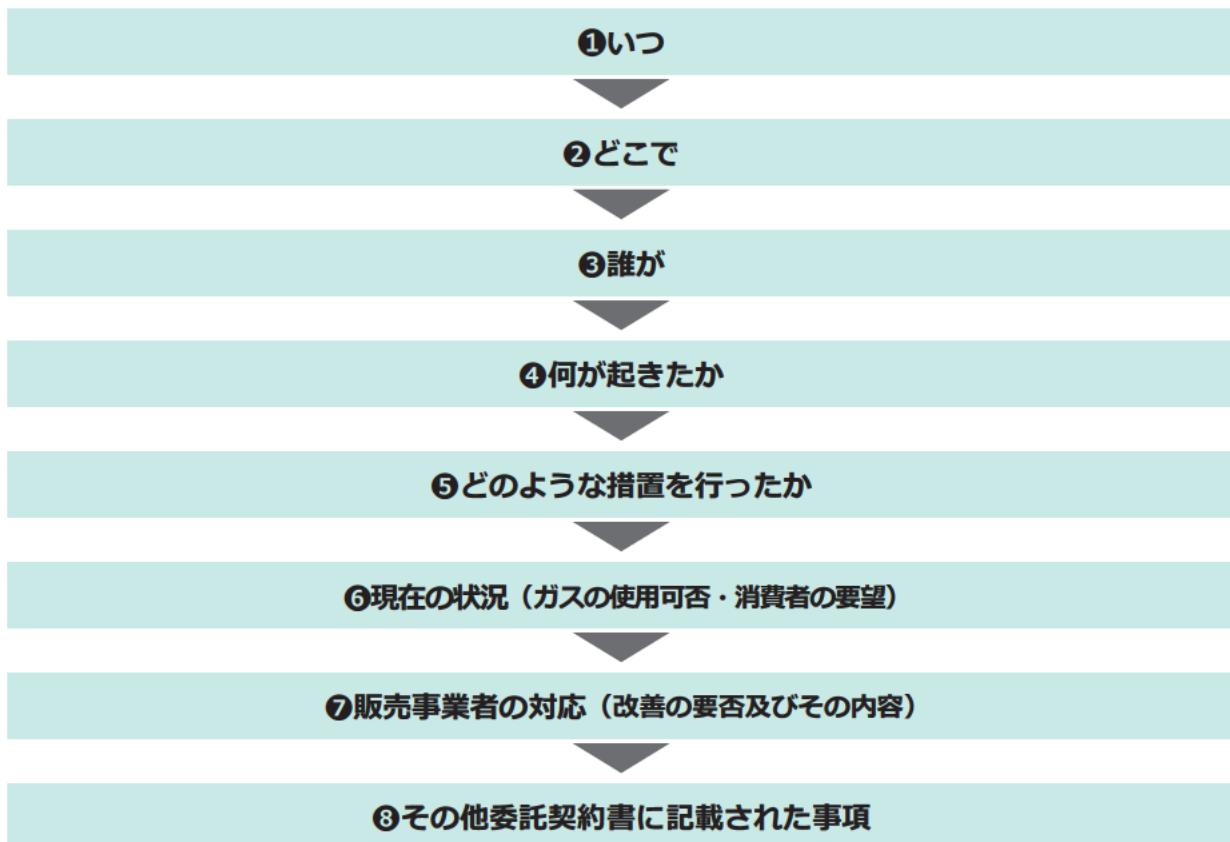
(2) 連絡

緊急時対応で
私たちが、行った
作業内容についての
連絡はとても
大事なんだ。



事後の連絡

保安機関は緊急時対応を行った内容・結果について、保安業務規程及び委託契約書等に基づいて販売事業者に連絡します。緊急時対応については速やかに以下の事項を連絡します。
特に販売事業者との確実なバトンタッチが要求される状況の場合は、緊密な連絡が必要になります。



※消費者が留守等でメーターガス栓を閉止するなどの措置を行った場合のフォローは、確実に販売事業者に連絡する必要があります。

(3) 記録

緊急時対応の
状況や内容などを
記録しておくことは
私たちの義務だし、
行ったことの証明
でもあるんだ。



緊急時対応の記録

緊急時対応を行った保安機関は、省令第131条第2項に規定された記録すべき事項を帳簿に記録・保存（2年間）しなければなりません。

●省令第131条第2項表中六

1. 緊急時対応に係る一般消費者等の住所又は名称及び住所
2. 緊急時対応を行った者の氏名
3. 緊急時対応の内容及び結果
4. 緊急時対応を行った年月日

ただし、保安機関として行った措置等を明確にするため、以下のような事項も記録しておきましょう。

- ①出動要請受信（誰から、誰が、何時何分、内容）
- ②現場到着（誰が、何時何分、応対者、状況）
- ③原因
- ④安全対策及び措置内容
- ⑤消費者等への通知（方法、内容）
- ⑥販売事業者への連絡（何時何分、誰に、内容）

緊急時対応記録票例

緊急時対応記録票

○○○株式会社

出動要請受信	年 月 日 () 時 分			受信者		
出動要請発信者	<input type="checkbox"/> 緊急時連絡保安機関 (TEL:) <input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> その他()					
出動先	消費者名			販売事業者		
	住 所					
緊急内容	<input type="checkbox"/> 火災(爆発) <input type="checkbox"/> CO中毒 <input type="checkbox"/> ガス漏れ(臭い)(場所:) <input type="checkbox"/> ガスが出ない <input type="checkbox"/> ガス漏れ警報器作動 <input type="checkbox"/> CO警報器作動 <input type="checkbox"/> その他()					
	保安メーター等	<input type="checkbox"/> 圧力低下遮断 <input type="checkbox"/> 感震遮断 <input type="checkbox"/> 合計・増加流量遮断 <input type="checkbox"/> 継続時間遮断 <input type="checkbox"/> 電池電圧低下遮断 <input type="checkbox"/> 圧力式微少漏洩警告 <input type="checkbox"/> 流量式微少漏洩警告 <input type="checkbox"/> 圧力異常警告				
消費者等へ指示事項	<input type="checkbox"/> ガスの使用禁止 <input type="checkbox"/> 火気の使用禁止 <input type="checkbox"/> 窓・ドアを開けての換気 <input type="checkbox"/> ガス漏れ付近からの退去 <input type="checkbox"/> 容器バルブ(メーターガス栓)の閉止 <input type="checkbox"/> その他()					
出動者						
出動時刻	AM : PM	時 分	到着時刻	AM : PM	時 分	
措置完了時間	AM : PM	時 分	(措置時間)	時 分		
結果・原因等						
調査等	<input type="checkbox"/> 漏えい試験	検査方法範囲	<input type="checkbox"/> 高圧部	結果 <input type="checkbox"/> 漏れなし <input type="checkbox"/> 漏れあり		
			<input type="checkbox"/> 低圧部	結果 <input type="checkbox"/> 漏れなし <input type="checkbox"/> 漏れあり		
	漏れ状況(場所等:)					
<input type="checkbox"/> 圧力測定	調整圧: kPa、閉塞圧: kPa、燃焼器入口圧: kPa 結果()					
<input type="checkbox"/> その他						
措置	<input type="checkbox"/> 使用禁止	<input type="checkbox"/> 容器撤去 <input type="checkbox"/> 容器バルブ閉止 <input type="checkbox"/> メーターガス栓閉止 <input type="checkbox"/> 消費者への通知 <input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> 供給再開	<input type="checkbox"/> 容器交換 <input type="checkbox"/> メーター復帰 <input type="checkbox"/> 消費者等への説明 <input type="checkbox"/> その他()				
	販売事業者への通知等	日時	年 月 日 時 分	受信者		
		内容				
その他措置事項・作業内容等						
特記事項						

8. 教育と訓練

私たちの
業務をレベルアップ
するために、
勉強と訓練は
欠かせないよ。



保安教育

保安レベルの向上を図るために定期的に保安教育を実施することが必要です。そのためには緊急時対応に関するマニュアル等を活用し、以下の事項等について行いましょう。

- ①通報の処理及び受信後の処理
- ②保安業務用機器等の取扱い及び操作方法
- ③現場における応急措置要領
- ④漏えい箇所の確認方法
- ⑤漏えい箇所確認後の措置
- ⑥事故事例研究、体験談発表やレポート、反省会等
- ⑦その他、緊急時対応に関する事項、法規・規程、LPガスの性質等

緊急時及び災害時に対する訓練

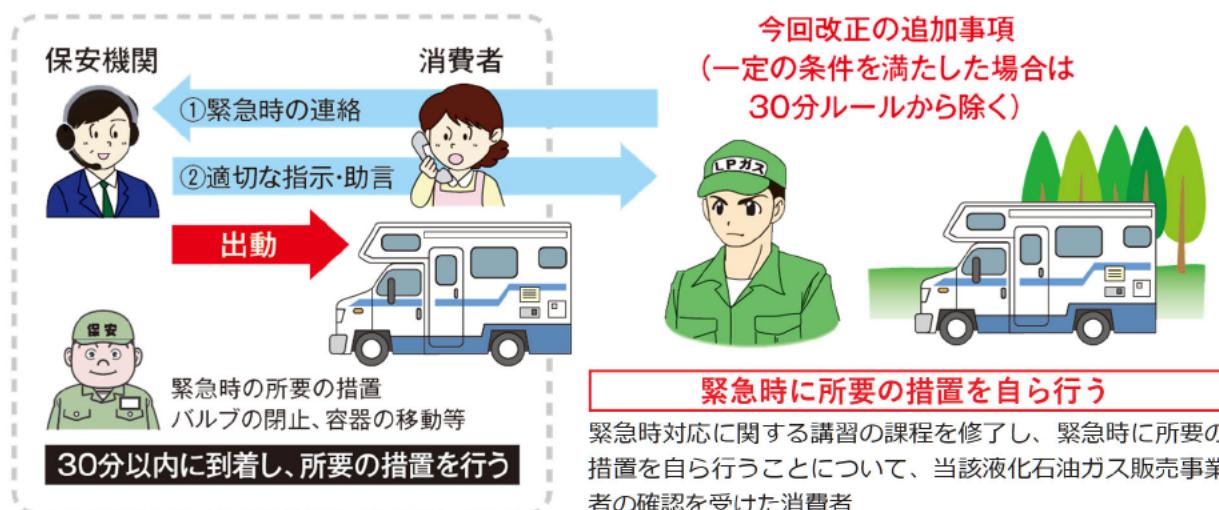
緊急時及び災害の状況に応じた適切な知識及び技能を習得するには、日頃から訓練しておくことが重要です。

※防災訓練の実施は単独の事業者では困難な面もあるので、都道府県又は地域で実施される訓練に積極的に参加することが望まれます。

ときには抜き打ち的に予行演習や
訓練をすると効果的だよ。



9. キャンピングカー等の30分ルール見直し (液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正)



液化石油ガス法において、保安業務を行なう保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行なうことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。（注1）

質量販売（注2）により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

（注1）緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に對し適切な指示・助言をすることは変わりない。

（注2）質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を習得するための講習

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関係する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関係する政令、省令、告示、通達等

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証	
氏名	○○ ○○
生年月日	○年○月○日
修了年月日	○年○月○日
修了証番号	○○○○
上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。	
○年○月○日	○年○月○日まで有効
講習実施機関名	
講習実施機関の印	

- ・質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- ・緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

販売契約

- 書面交付（注3）○帳簿への記載・保存（注4）
- 周知（注5）、消費設備調査、緊急時連絡等
- （注3）緊急時連絡先等の情報も含まれる。
- （注4）緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類（消費者が署名等を行ったもの）や受講修了証の控えを含む。
- （注5）災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。



令和5年度
経済産業省委託事業

石油・ガス供給等保安対策調査等事業
(LPGガス保安規制に関する調査検討事業)

保安業務ガイド
緊急時連絡・緊急時対応

平成22(2010)年 初 版
令和5 (2023)年 第8版

編 集 特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル

電 話 保安技術部門 03-3436-6103

この書籍は、国の委託事業として経済産業省から特別民間法人高圧ガス保安協会が受託し、編集しました。

この書籍は、国の委託事業（安全技術普及事業（指導事業（地域保安指導事業）））の講習に参加される方に配布するテキストとして作成しました。